



エプソングループ

生産材グリーン購入基準書

第 12 版

制 定 2003 年 1 月 15 日

改 定 2026 年 9 月 1 日

施 行 2026 年 12 月 1 日

セイコーエプソン株式会社

目 次

【基準内容】

1. 目 的
2. 対象範囲
3. 製品含有化学物質保証に関するエプソンの基本的な考え方
4. サプライヤー様への要求事項
5. お取引開始までの進め方
6. 本基準書改定時の対応
7. 情報の取り扱い
8. 製品含有化学物質の保証体制に関する要請事項

別紙 1：化学物質の取扱規格

1. 用語の説明
2. 化学物質群の取扱規格
 - 2.1 化学物質の取扱区分
 - 2.2 製品含有化学物質の管理基準
 - 2.2.1 レベル 1：即時禁止物質
 - 2.2.2 レベル 2：指定時期禁止物質
 - 2.2.3 レベル 3：禁止候補物質
 - 2.2.4 レベル 4：含有管理物質
 - 付表 A 電池に関する管理基準
 - 付表 B EU RoHS 指令 適用除外項目
 - 付表 C 化学物質／物質群の例示物質
 - 付表 D 参照法規制一覧
 - 付表 E 分析規格
- 2.3 製造工程使用禁止化学物質

別紙 2：改定履歴

【基準内容】

1. 目的

本基準書は、「製品含有化学物質保証」に関する基本的な考え方と具体的な基準及び運用について定め、エプソングループ（以下、エプソンといいます）およびエプソンの顧客における問題発生を未然に防止することを目的とするものです。

2. 対象範囲

本基準書は、エプソンが調達するすべての「生産材」を対象とします。

なお「生産材」とは、エプソンの商品を構成するすべての完成品、半完成品、ユニット品、部品、原材料、付属品、オプション品、包装材（※）などをいいます。

（※）以下に対象となる例を示します。

包装材の例： 個装箱、外装箱、持ち運びのケース、緩衝材、内部外部の仕切り、留め具、接着剤、塗料、ステープル、梱包用テープ、インク、エプソンが仕様を決めている輸送用パレット

ただし、エプソンへの製品の納入に使用される包装材のうち、エプソンが廃棄する包装材など、エプソンの商品を構成しないものは対象外です。対象か否か不明な場合には納入窓口へお問い合わせください。

3. 製品含有化学物質保証に関するエプソンの基本的な考え方

エプソンは、次の(1)～(5)に定める考え方にに基づき、生産材を調達します。

- (1) 法規制を遵守する
- (2) 本基準書で規定する禁止条件（閾値、含有部位、用途等）を遵守できるサプライヤー様より調達する
- (3) 確実な製品含有化学物質保証ができるサプライヤー様より調達する
- (4) 製品含有化学物質に関するデータの提供ができるサプライヤー様より調達する
- (5) サプライヤー様で保証されたものを受入れる

4. サプライヤー様への要求事項

エプソンは、「3. 製品含有化学物質保証に関するエプソンの基本的な考え方」に基づき確実な製品含有化学物質保証を実施することを目的として、サプライヤー様に次の(1)～(3)の事項の実施をお願いします。

- (1) 本基準書の遵守
- (2) 製品含有化学物質に関する保証体制の構築・維持
- (3) 製品含有化学物質に関する情報の提出

以下に詳細を説明します。

(1) 本基準書の遵守

エプソンは、本基準書の内容遵守をご承諾いただいたサプライヤー様と取引することを基本とします。

なお本基準書は、お取引開始時と改定時にサプライヤー様に提示します。サプライヤー様は、本基準書の遵守について、承諾をお願いします。

詳細は「5. お取引開始までの進め方」、「6. 本基準書改定時の対応」をご覧ください。

(2) 製品含有化学物質に関する保証体制の構築・維持

確実な製品含有化学物質保証をするためには、サプライヤー様毎の体制構築・維持が必要です。

サプライヤー様は、本基準書に基づく製品含有化学物質保証体制の構築・維持の推進をお願いします。

具体的な内容は「8. 製品含有化学物質の保証体制に関する要請事項」をご覧ください。

なお、エプソンは、サプライヤー様の製品含有化学物質保証体制について、お取引開始時およびその後も必要に応じ確認します。確認方法の詳細は「5. お取引開始までの進め方」をご覧ください。

(3) 製品含有化学物質に関する情報の提出

確実な製品含有化学物質保証をするためには、サプライチェーン全体で製品含有化学物質に関する情報を正しく伝達する必要があります。サプライヤー様は、エプソンへ納入する生産材について、サプライチェーンを通じて把握した製品含有化学物質に関する情報の提出をお願いいたします。

<対象>

本基準書 別紙 1:化学物質の取扱規格に定めるレベル 4：含有管理物質が提出対象です。

<ご提出形式>

エプソンの各事業体の指定に従い、次の①または②の形式、もしくは①②両方の形式でご連絡ください。

形式	詳細
①chemSHERPA-AI/CI ファイル	成形品の場合は chemSHERPA-AI、 化学品の場合は chemSHERPA-CI ファイルをご提出ください。 chemSHERPA-AI の場合は、遵法判断情報と成分情報の両方が必要です。 ご記入にあたっては、chemSHERPA で提供するデータ作成支援ツールをご利用ください。 詳しい回答方法については、次のウェブサイトで提供するマニュアル、利用ルールをご参照ください。 <製品含有化学物質管理に関する情報（エプソン共通調査）> URL: https://global.epson.com/supplier/ja/green-purchasing/chemical-substances.html
②その他： エプソンが指定したフォーマット	詳細は次のウェブサイトをご参照ください。 <サプライヤーにお願いする調査/提出物（事業体独自調査）> URL: https://global.epson.com/supplier/ja/green-purchasing/green-standards.html

なお、エプソンの事業体・業界・法規制の状況、エプソンの顧客からの要求に対応するため、上記①②以外の対応をお願いする場合があります。エプソンの依頼部門が指定する方法で、ご連絡ください。

【例】

- ・エプソンの事業体が指定する物質の分析試験報告書
(エプソンの事業体から測定方法の指定がある場合には、その方法による。分析規格については、付表 E を参照)
- ・製品含有禁止化学物質、調査対象物質以外の非含有証明書、含有調査等

<EU REACH 認可候補物質（SVHC）に関する情報>

成形品または化学品中に 0.1 重量%を超える EU REACH 認可候補物質（SVHC）が含有している場合には、上記①②の形式で、それぞれのマニュアル、利用ルールに従いエプソンにご連絡ください。既に製品含有化学物質に関する情報を提出済みの生産材において、新たに SVHC の含有が判明した場合にも、上記の形式で改めてエプソンにご連絡ください。対象物質の一覧は下記の WEB サイトに掲載されています。

欧州化学品庁 Candidate List of substances of very high concern for Authorisation
<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

<日本 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第一種特定化学物質に関する情報>

化学品中に、不純物（他の化学物質を製造する際に非意図的に副生している場合を含みます）として対象物質を含有していることを把握している場合には、エプソンにご報告ください。既に製品含有化学物質に関する情報を提出済みの生産材において、新たに対象物質の含有が判明した場合にも、速やかにエプソンにご報告ください。併せて上記①②の形式で、それぞれのマニュアル、利用ルールに従いエプソンにご連絡ください。対象物質の一覧は下記の WEB サイトに掲載されています。

J-CHECK 第一種特定化学物質

https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/list6.action?category=211&request_locale=ja

5. お取引開始までの進め方

エプソンと新たにお取引を開始されるサプライヤー様には、お取引開始前に、エプソンから本基準書の最新版を提示します。サプライヤー様は、「4. サプライヤー様への要求事項」のうち、

- (1) 本基準書の遵守
- (2) 製品含有化学物質に関する保証体制の構築・維持

について、別途依頼する調査票にご回答いただき、エプソンにご提出ください。エプソンは、提出されたご回答内容を評価し、お取引開始の可否を判断します。

6. 本基準書改定時の対応

本基準書を改定する場合、エプソンは、効力発生日の60日前までに当該改定版をサプライヤー様に提示します。サプライヤー様は、当該改定版の内容をご確認いただき、ご承諾いただくとともに、その旨をエプソンにご回答ください。ご回答方法はエプソン所定の電子アンケートシステムによることを基本とします。

当該改定内容につきご承諾いただけない場合は、当該改定版の効力発生日の30日前までにエプソンにその旨をご連絡ください。

ご連絡いただけない場合、エプソンはサプライヤー様が当該改定版の本基準書に承諾したものとみなします。

なお、エプソンが当該改定版の効力発生日の60日前までにサプライヤー様にかかる通知をおこなわなかった場合には、別途サプライヤー様と対応を協議します。

7. 情報の取り扱い

製品含有化学物質管理の目的でサプライヤー様からご提出いただいた文書や情報は、原則として、エプソン内でのみ使用します。ただし、公的機関または各種認証機関、エプソンの顧客その他納入先等から要求があった場合には、提供者が特定されないように配慮した上で、提出された情報を第三者に開示することがありますので、ご了承願います。なお、個人情報につきましては、法令その他の規範を遵守し、適正に取り扱います。

8. 製品含有化学物質の保証体制に関する要請事項

以下にサプライヤー様の製品含有化学物質保証体制に関する要請事項を示します。

8.1 方針及び計画策定

8.1.1 方針作成

製品含有化学物質管理に関する「取り組み」が盛り込まれた方針が策定され、維持されていること。

8.1.2 要求事項の特定

(1) 法律・規制及び顧客の要求事項の明確化

製品に関する法律・規制及び顧客の要求事項の文書が管理され、常に最新情報を維持、管理されること。
かつ、製品含有化学物質管理に関する情報を社内の必要な部門に対し適切に伝達できていること。

(ポイント)

- ・法律・規制、エプソンで指示する化学物質群の管理については自社内で徹底してください。また、法律・規制、エプソンで指示する化学物質群については必要な部門が、必要な時に閲覧できる状態にしてください。

(2) 管理範囲の明確化

製品含有化学物質管理の対象となる「工程」「物質」を明確にしていること。

8.1.3 目標及び計画の作成

管理範囲が明確にされ、それに見合った自社における達成目標及び計画が明確に策定されていること。

(ポイント)

- ・時期を定めて含有を禁止する物質がある場合は、定められた時期に対して計画書を作成し、進捗管理を実施してください。結果として、法律・規制、エプソンの要求事項を満たしてください。

8.1.4 組織体制・役割権限の明確化

製品含有化学物質管理を推進する体制(責任者および組織)が決められていること。

(ポイント)

- ・出荷保証体制を決め、責任部門・責任者を明確にしてください。(新製品立ち上げ時、量産時、4M 変更時、サプライヤー管理など)
- ・代替活動については代替品選定部門と評価部門を決めて、法律・規制、エプソンの要求事項の遵守及び品質確保をしてください。

8.1.5 文書管理

製品含有化学物質管理に関わる文書(記録を含む)を作成し、維持・管理する仕組みがあること。

(ポイント)

- ・項目 8.1.4 での出荷保証体制に基づき、具体的な手順を文書化してください。また、使用する帳票類について管理を実施してください。

8.1.6 教育・訓練

教育の必要性を特定して各企業に見合った化学物質およびその管理に関する十分な知識習得に役立つカリキュラムがあり、必要な社員へ計画的に教育・訓練が実施されていること。

(ポイント)

- ・法律・規制、エプソンの要求事項に対して正しく理解し、必要な知識・技能を持った人が業務を実施するために、教育体系に従った計画を作成し、実施してください。

8.2 実施及び運用

8.2.1 設計・開発

製品含有禁止化学物質を回避するために製品の設計・開発過程(設計及び検証)でなすべきことを明確にし、実施していること。

(ポイント)

- ・仕様書・図面などへ材料指定、禁止物質の必要遵守事項を明記してください。
- ・法律・規制、エプソンの要求事項を貴社サプライヤーへ伝達してください。
- ・使用する生産材が法律・規制、エプソンの要求事項に適合しているか確認してください。

8.2.2 含有情報入手・確認

サプライヤーから得られる製品含有化学物質情報の記入は、漏れがなく適切であることを確認し、また情報内容の確認についても、要求に照らし合わせ適正に行われていること。

(ポイント)

- ・法律・規制、エプソンの要求事項に適合している事が確認できる帳票を決めてください。その帳票で調達する生産材が法律・規制、エプソンの要求事項に適合しているか確認してください。

8.2.3 調達管理

自社製品を構成する部品・原材料のサプライヤーが、製品含有化学物質の管理を適切に行っているかどうかを確認し、改善をうながす仕組みがあり、実施していること。

(ポイント)

- ・貴社サプライヤーに対して、本基準書に基づく製品含有化学物質保証体制の構築・維持を要求してください。
- ・本基準書の要求事項に適合したサプライヤーから調達を行ってください。
- ・本基準書の内容に基づき、実施事項の確認・指導をしてください。また、不具合については改善してください。
- ・二次以降のサプライヤーに対しても製品含有化学物質保証体制を要求するよう、貴社サプライヤーへ依頼してください。

8.2.4 製造工程

(1) 受入確認

自社で行う「受け入れ確認」の中で製品含有化学物質についての検査方法・基準を明確にし、実施していること。必要に応じて、分析測定による現品確認が適正に行われていること。

(ポイント)

- ・受入部品・原材料のデータ確認や簡易分析等により、法律・規制、エプソンの要求事項への適合を確認してください。
- ・受入部品・原材料の管理状況が把握できない場合（リサイクル材料の使用など）には、必要に応じて法律・規制、エプソンの要求事項への適合を現物にて確認してください。

(2) 工程管理

① 製造工程での混入・汚染（移行を含む）を防止し、酸化・蒸発・反応・含有濃度等の変化による影響を受けないことを確実にする工程管理を実施していること。

(ポイント)

- ・法律・規制、顧客要求が異なる製品ではラインを分けて混入・汚染を防止してください。ラインを分けられない場合、混流工程での製品含有禁止化学物質の混入・汚染を防止する手段を明確にし、実施してください。
- ・法律・規制、顧客要求毎に製品の識別を実施してください。
- ・製品含有禁止化学物質を含む在庫がある場合、含有品と非含有品を違う場所に保管するなどして区分けしてください。また、含有品と非含有品について、履歴管理を実施してください。
- ・成形品から成形品への移行性があることが知られている物質（例：フタル酸エステル類）について、工程中でのそれらの汚染リスクを評価し、その防止策を実施してください。
- ・エプソンに納入する生産材の製造工程で使用禁止化学物質（別紙 1：2.3）を使用しないでください。

② 製品含有化学物質の管理でなすべき事項への対応を加工委託先に要求するとともに、加工委託先の管理状況を定期的に確認・指導・監査する仕組みがあり実施していること。

(ポイント)

- ・加工委託先に対して、本基準書に基づく製品含有化学物質保証体制の構築・維持を要求してください。
- ・本基準書の内容に基づき、実施事項の確認・指導をしてください。また、不具合については改善してください。
- ・加工委託先以降に対しても、製品含有化学物質保証体制の構築・維持を要求するよう依頼してください。
- ・エプソンに納入する生産材の製造工程で使用禁止化学物質（別紙 1：2.3）を使用しないよう要求してください。

8.2.5 変更管理

製品含有化学物質管理についての変更管理ルールが定められ、適切に運用されていること。

(ポイント)

- ・以下の観点より自社内の 4M 変更処理手順を明確にし、実施してください。
 - ◇メーカー変更や原材料変更など、製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更については、4M 変更として定義してください。
 - ◇4M 変更によって不適合が生じないことを確認してください。
 - ◇製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更については、エプソンの確認を必要とします。
納入窓口へ事前に連絡し、エプソンの確認後、4M 変更を実施してください。
 - ◇やむを得ず事後になる場合であっても、把握した時点で速やかに納入窓口へ連絡してください。
- ・貴社サプライヤーに対しても、上記の観点より実施してください。

8.2.6 出荷時確認

製品含有化学物質管理に関する全ての工程で、確実な運用がなされ、得られた信頼性の高いデータをもって、出荷を判断していること。

(ポイント)

- ・法律・規制、エプソンの要求事項の対応に漏れがないことを確認する方法を明確にし、実施してください。
また、確認した結果は記録・保管してください。

8.2.7 不適合時の対応

不適合発生時には、不適合品の処置（適合製品への混入防止を含む。）が適切になされ、関係者（推進責任者、経営責任者または事業責任者、関係部門、サプライヤー、顧客等）への通知や報告が速やかになされる体制が整っていること。また、事故の原因調査や対策、再発防止等が行われていること。

(ポイント)

- ・不適合発生時のエプソンへの報告責任者、報告手順を決めてください。
- ・対象の特定ができる方法（ロットトレース）を決め、実施してください。
- ・是正処置および予防処置手順を明確にし、実施してください。

8.2.8 情報提供

顧客及び第三者への情報提供について、特定の製品含有化学物質情報の算定が適正に行われていること。

(ポイント)

- ・エプソンからの問い合わせについて、情報提供ができる処理ルートを決めてください。

8.3 点検及び是正事項

製品含有化学物質管理についての内部監査があり、この中で製品含有化学物質管理について、運用を確認していること。

(ポイント)

- ・製品含有化学物質保証に関する手順が遵守されている事を確認してください。また、不具合について改善をしてください。
- ・貴社サプライヤー、加工委託先での確認は「8.2.3 調達管理」、「8.2.4 (2)工程管理」に従い実施してください。

8.4 経営者による見直し

内部監査の結果、問題がある場合は、次期目標など施策に反映されていること。

(ポイント)

- ・「8.3 点検及び是正事項」での確認結果から、保証体制の改善を実施してください。

別紙 1：化学物質の取扱規格

1. 用語の説明

(1) 化学物質

天然に存在するか、または任意の製造工程において得られる元素及びその化合物を指します。

(2) 含有

化学物質が、意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品、材料に残存することを指します。なお、不純物として残存する場合や、製造工程や保管・輸送プロセスにおいて、副資材や包装材などからの意図しない混入・汚染（移行を含む）により残存する場合も含有として扱います。

ただし、本基準書で閾値が定められている場合を除いて、下記のいずれかに該当する場合には、運用上、含有としてみなさないものとします。

1. 一般的に予測できない要因によって残存する場合
2. 極微量のため残存する濃度に関する定量的な情報が得られない場合

(3) 意図的含有

製品に特定の特性、外観、性質、機能、品質をもたらすことを目的とし、意図して化学物質を添加すること、または化学反応によって生成させることで、製品を構成する部品、材料にその化学物質が残存することを指します。

(4) 不純物

天然素材中に存在し、工業材料としての一般的な精製過程で技術的に除去しきれない化学物質、または合成過程で生じ、一般的な精製過程で技術的に除去しきれない化学物質を指します。

(5) 閾値

製品を構成する部品・材料中に残存する特定の化学物質の量として、許容される最大の値を指します。

主に、閾値として濃度を用いて規定していますが、濃度とは異なる量を用いて規定する場合もあります。

(6) 濃度

$$(\text{対象の化学物質の含有質量}) \div (\text{対象の化学物質を含有する部位の質量})$$

濃度の分母は法規制によって異なるため、本基準書の閾値に明記された分母をもとに、対象の化学物質の濃度を計算してください。

(7) 均質材料

全体的に一樣な組成の単一の材料、または機械的動作により異なる材料に分離または解体され得ない、複数の材料の組み合わせから成る一つの材料を指します。

(8) 成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。化学物質、混合物（調剤）を除く生産材を指します。

(9) 混合物（調剤）

二つ以上の化学物質を混合したもの。例として、塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、添加剤を含有する樹脂ペレットなどがあります。

(10) 適用対象（製品含有化学物質の管理基準の項目）

表中の化学物質に対する基準を適用する対象を指し、製品・部品や材料の種類、用途などを定めています。

(11) 要求事項・閾値（製品含有化学物質の管理基準の項目）

表中の化学物質に関して適合を要求する基準を指し、「含有を禁止」などの要求事項や、閾値の具体的な数値を定めています。

(12) 適用除外（製品含有化学物質の管理基準の項目）

表中の化学物質に対する基準を適用しない対象や条件を指します。表の「適用対象」の記載に該当する対象であっても、「適用除外」の記載に該当する場合には、基準は適用されません。

(13) 参照法規制（製品含有化学物質の管理基準の項目）

表中の化学物質に対する基準を定める際に、拠り所としている代表的な法規制を指します。ただし、全ての国・地域の法規制を網羅するものではありません。表に記載された付番に対応する法規制の一覧を、付表 D に記載しています。

(14) IEC 62474 DSL の ID（製品含有化学物質の管理基準の項目）

IEC 62474 が定める報告対象物質リスト（Declarable Substance List）における化学物質の ID（識別子）を指し、chemSHERPA-AI の遵法判断情報の ID と同一です。ただし、本基準書で定める適用対象、要求事項・閾値などは、IEC 62474 が報告対象物質リストで定める報告対象や報告閾値などとは異なる場合があります。

2. 化学物質群の取扱規格

2.1 化学物質の取扱区分

エプソンは、生産材に係る化学物質を下表の通り区分し、それぞれの要求事項を定めます。

取扱区分		含有に関する要求事項		説明
		禁止・制限	情報提出	
製品含有化学物質	レベル 1： 即時禁止物質	あり	あり	生産材への含有の禁止・制限に関する基準を、即時、適用する化学物質を指します。 2.2.1 項に規定された化学物質に関する基準（要求事項・閾値など）の遵守をお願いします。また、2.2.1 項の要求事項・閾値に適合しているか否かに関わらず、本基準書 4.（3）項に記載の方法で含有に関する情報の提出をお願いします。
	レベル 2： 指定時期禁止物質	あり	あり	生産材への含有の禁止・制限に関する基準を、将来の、規定した時期から適用する化学物質を指します。規定した時期を以って、レベル 1：即時禁止物質に移行します。 2.2.2 項に規定された化学物質に関する基準（要求事項・閾値など）の遵守をお願いします。また、2.2.2 項の要求事項・閾値に適合しているか否かに関わらず、本基準書 4.（3）項に記載の方法で、含有に関する情報の提出をお願いします。
	レベル 3： 禁止候補物質	対象外	あり	法規制等において将来に禁止が見込まれる化学物質であり、レベル 1：即時禁止物質、またはレベル 2：指定時期禁止物質の候補としている化学物質を指します。 現時点で含有していても問題はありません。ただし、エプソンは法規制に先行し、当該物質の削減に取り組む可能性があります。エプソンからの要請の有無にかかわらず代替を検討・推進することを推奨します。 また、含有を把握している場合には、本基準書 4.（3）項に記載の方法で、含有に関する情報の提出をお願いします。
	レベル 4： 含有管理物質	対象外	あり	法規制または業界標準等に基づき生産材への含有に関する情報の提出を要求する化学物質を指します。 当該物質が閾値を超過して含有する場合には、本基準書 4.（3）項に記載の方法で、含有に関する情報の提出をお願いします。
製造工程使用禁止化学物質		対象外	対象外	エプソンが生産材の製造工程での使用を禁止する化学物質を指します。

2.2 製品含有化学物質の管理基準

2.2.1 レベル 1：即時禁止物質

生産材への含有の禁止・制限に関する基準を、即時、適用する化学物質を指します。規定された化学物質に関する基準（要求事項・閾値など）の遵守をお願いします。

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-1	ベンジジンおよびその塩	92-87-5 等	全て	含有を禁止	—	16	—
1-2	4-アミノジフェニルおよびその塩	92-67-1 等	全て	含有を禁止	—	16	—
1-3	4-ニトロジフェニルおよびその塩	92-93-3 等	全て	含有を禁止	—	16	—
1-4	ビス（クロロメチル）エーテル	542-88-1	全て	含有を禁止	—	16	—
1-5	2-ナフチルアミン（別名β-ナフチルアミン） およびその塩	91-59-8 等	全て	含有を禁止	—	16	—
1-6	ベンゼン	71-43-2	ゴムのり	希釈剤を含むゴムのり の溶剤中で 5%	—	16	—
1-7	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）および特 定代替品	付表 C 参照	変圧器および コンデンサー	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)不純物として含有する場合 2)変圧器またはコンデンサー中に 50ppm 以下の場合	6, 17	00046
			上記を除く全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)顔料の不純物として含有する場合 2)化学物質、混合物（調剤）、成 形品中に 50ppm 以下の場合	11, 17, 25	
1-8	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	付表 C 参照	全て	含有を禁止（※1）	—	3	00047
1-9	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)顔料の不純物として含有する場合 2)化学物質、混合物（調剤）、成 形品中に 10ppm 以下の場合	6, 11, 17	—

2.2.1 レベル1：即時禁止物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-10	アルドリノ	309-00-2	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 11, 17	—
1-11	ディルドリン	60-57-1	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 11, 17	—
1-12	エンドリン	72-20-8	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 11, 17	—
1-13	DDT	50-29-3	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 11, 17	—
1-14	クロルデンまたはヘプタクロル	57-74-9 等	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 11, 17	—
1-15	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド	56-35-9	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	17	00054
1-16	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、 N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン または N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	27417-40-9 28726-30-9 70290-05-0	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	17	—
1-17	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	732-26-3	混合物	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)不純物として含有する場合 2)混合物中で 0.3%以下の場合	17, 25	—
			上記を除く全て	含有を禁止	不純物として含有する場合		
1-18	トキサフェン	8001-35-2	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 11, 17	—
1-19	マイレックス	2385-85-5	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 11, 17	—
1-20	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル) エタノール（別名 ケルセンまたはジコホル）	115-32-2	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 11, 17	—
1-21	ヘキサクロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 11, 17, 25	—
1-22	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)- 4,6-ジ-tert-ブチルフェノール （別名 UV-320）	3846-71-7	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	17	00035

2.2.1 レベル1：即時禁止物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-23	パーフルオロ(オクタン-1-スルホニル)＝フルオリド (PFOSF) (※2)	307-35-7	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	17	—
1-24	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 17	—
1-25	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 α-ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-84-6	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 17	—
1-26	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 β-ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-85-7	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 17	—
1-27	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 γ-ヘキサクロロシクロヘキサンまたはリンデン)	58-89-9	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 17	—
1-28	デカクロロペンタシクロ [5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)] デカン-5-オン (別 名 クロルデコン)	143-50-0	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 17	—
1-29	エンドスルファン	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 17	—
1-30	ヘキサブROMシクロデカン (HBCDD)	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)不純物として含有する場合 2)化学物質、混合物（調剤）、成 形品中に 75ppm 以下の場合	6, 17	00020
1-31	ペンタクロロフェノールまたはその塩もしくはエステル	87-86-5 等	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 不純物として含有する場合 2)化学物質、混合物（調剤）、 成形品中に 5ppm 以下の場合	6, 17	—

2.2.1 レベル 1：即時禁止物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-32	DBBT（モノメチルジブromジフェニルメタン）	99688-47-8	全て	含有を禁止	—	3	—
1-33	DBB（ジ- μ -オキソ-ジ-n-ブチルスズヒドロキシボラン）	75113-37-0	全て	含有を禁止	—	3	—
1-34	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン	76253-60-6	全て	含有を禁止	—	3	—
1-35	モノメチルジクロロジフェニルメタン	81161-70-8	全て	含有を禁止	—	3	—
1-36	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	付表 C 参照	全て	均質材料中で 1000ppm	—	2	00044
1-37	ヘキサブromビフェニル	36355-01-8 等	全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 17	—
1-38	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	付表 C 参照	RoHS 指令対象外の生産材	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)不純物として含有する場合 2)化学物質、混合物（調剤）、 成形品中に 10ppm 以下の場合	6, 11, 17	00045
			上記を除く全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)不純物として含有する場合 2)均質材料中に 1000ppm 以下の場合	2, 6, 11, 17	
1-39	デカブromジフェニルエーテル（DecaBDE）	1163-19-5	全て	含有を禁止	—	6, 17, 25	00064

2.2.1 レベル 1：即時禁止物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照 法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-40	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	付表 C 参照	変圧器および コンデンサー	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)不純物として含有する場合 2) コンデンサー中に 50ppm 以下の場合	11, 17	00048
			上記を除く全て	含有を禁止	不純物として含有する場合	6, 17	00048
1-41	アスベスト類	付表 C 参照	全て	含有を禁止	—	3, 11, 25	00003
1-42	オゾン層破壊物質 (CFC, Halon, HBFC, HCFC その他)	付表 C 参照	全て	含有を禁止	—	1, 5, 18, 27	00032
1-43	ジメチル=フマレート (別名フマル酸ジメチル)	624-49-7	全て	含有を禁止 (※1)	—	3	00016
1-44	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数 10~13)	付表 C 参照	成形品	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)不純物として含有する場合 2)成形品中に 1,500ppm 以下の場合	6, 11, 15, 17	00052
			混合物	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)不純物として含有する場合 2)混合物中に 10,000ppm(1%)以下の場合		
1-45	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)とその塩 (※3)	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)不純物として含有する場合 2)物質、混合物、成形品中に含有するパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩の合計が 0.025ppm (25ppb) 以下の場合	6, 17, 34	00124, 00125
1-46	PFOS 関連化合物 (※4)	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)不純物として含有する場合 2)物質、混合物、成形品中に含有するいずれか一つまたは複数の PFOS 関連化合物の合計が 1ppm (1000ppb) 以下の場合	6, 17, 34	—

2.2.1 レベル 1：即時禁止物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照 法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-47	ニッケルおよび その化合物	付表 C 参照	腕時計のケース、腕時計のベルトを 含む、皮膚に直接かつ長期間接触 する製品	製品からのニッケルの放出率が 0.5µg/cm ² /week	ノンニッケルコーティングが施されており、そ の効果において通常使用状態で少なくと も 2 年間は製品からのニッケルの放出率 が 0.5µg/cm ² /week を超えない場合	3	00031
1-48	ホルムアルデヒド	50-00-0	・衣類や関連する服飾品 ・衣類と同程度に人の肌と接触す る、衣類以外の繊維製品 ・履物	均質材料中で 75ppm	—	3	00019
			下記の複合木材製品： ① ベニアコア(HWPW-VC) ② 複合コア(HWPW-CC) ③ パーティクルボード(PB) ④ 中質繊維板（MDF） ⑤ 薄い中質繊維板（Thin MDF） ⑥ ①～⑤を含む完成品	下記の法規制の要求を満足してい ない場合の含有を禁止 ・カリフォルニア規則 title17, §93120-93120.12 ・TSCA Title VI ・カナダ SOR/2021-148	・包装材 ・最終消費地が下記以外の場合 -米国 -カナダ	28, 38	—
1-49	カドミウムおよび その化合物	付表 C 参照	全て	均質材料中で 100ppm	適用除外項目：付表 B	2	00010
			製品に用いる安定剤、顔料、塗料/ インク、メッキ	均質材料中で 75ppm	—	14	—
			電池	付表 A を参照	—	付表 A	00011
			包装材	意図的含有を禁止 不純物については、各部材中の、 重金属（鉛・水銀・カドミウム・六 価クロム）総量で 100ppm	—	7, 31	—

2.2.1 レベル 1：即時禁止物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照 法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-50	六価クロム化合物	付表 C 参照	全て	均質材料中で 1000ppm	—	2	00012
			皮膚と接触する革製品および革製の部分を含む成形品	革製の部分中で、革の乾燥重量あたり 3ppm 以上の含有を禁止	—	3	—
			包装材	意図的含有を禁止 不純物については、各部材中の、重金属（鉛・水銀・カドミウム・六価クロム）総量で 100ppm	—	7, 31	—
1-51	鉛およびその化合物	付表 C 参照	全て	均質材料中で 1000ppm	適用除外項目：付表 B	2, 3	00021
			製品に用いるプラスチック、塗料/インク	均質材料中で 100ppm 以上の含有を禁止	—	13	—
			電池	付表 A を参照	—	付表 A	00025
			包装材	意図的含有を禁止 不純物については、各部材中の、重金属（鉛・水銀・カドミウム・六価クロム）総量で 100ppm	—	7, 31	—
			熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブルまたはコード	表面被覆材中で 300ppm	エプソンに含有量を報告し、許諾された場合	32	00024
			宝飾品（時計のバンドを含む）	個々の部品中で 500ppm 以上の含有を禁止	下記のいずれかに該当する場合 1)消費者が触れない時計の内部部品 2)クリスタルガラス 3)鉛添加処理をしていない天然宝飾品	3	—
1-52	炭酸鉛	598-63-0	塗料/インクとして使用される物質または混合物	含有を禁止	—	3, 13	—
1-53	硫酸鉛	7446-14-2	塗料/インクとして使用される物質または混合物	含有を禁止	—	3, 13	—

2.2.1 レベル 1：即時禁止物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照 法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-54	水銀およびその化合物	付表 C 参照	全て	意図的含有を禁止 または均質材料中で 1000ppm	適用除外項目： 付表 B	2, 12	00029
			電池	付表 A を参照	—	付表 A	00030, 00132
			包装材	意図的含有を禁止 不純物については、各部材中の、重金 属（鉛・水銀・カドミウム・六価クロム） 総量で 100ppm	—	7, 31	—
1-55	一部の芳香族アミンを生成する アゾ染料・顔料（※5）	—	人体に直接かつ持続的に触れることを前 提として作られた製品の人体接触部分	含有を禁止	—	3	00004
1-56	アゾ染料のリストに含まれるアゾ 染料（表 2 参照）	表 2 参照	皮革・繊維製品の着色を目的とする化学 物質または混合物	化学物質としての使用を禁止 または混合物中で 1000ppm	—	3	—
1-57	塩化コバルト（※6）	7646-79-9	シリカゲルおよびその他の調剤	シリカゲルおよびその他の調剤中で 100ppm	—	3	00013
1-58	三置換有機スズ化合物（※ 7）	付表 C 参照	全て	成形品およびその部品中で 1000ppm(スズ元素換算)	—	3, 15, 17	00055
1-59	ジオクチルスズ化合物（DOT）	付表 C 参照	・皮膚と接触することを意図する 繊維/皮革製品 ・履物 ・育児製品 ・2 液性室温硬化モールドイングキット （RTV-2 シーラントモールドイングキット）	成形品およびその部品中で 1000ppm(スズ元素換算)	—	3	00015
1-60	ジブチルスズ化合物（DBT）	付表 C 参照	一般消費者向け混合物（調剤）または 成形品およびその部品	混合物（調剤）または成形品およびそ の部品中で 1000ppm(スズ元素換算)	—	3	00014

2.2.1 レベル 1：即時禁止物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照 法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-61	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル） （DEHP） フタル酸ジブチル（DBP） フタル酸ベンジルブチル（BBP） フタル酸ジイソブチル（DIBP）	117-81-7 84-74-2 85-68-7 84-69-5	全て	均質材料中で、 個々の物質で 1000ppm	—	2	00038, 00039, 00040, 00041
			RoHS 指令対象外の生産材 （例：キャリングケース、 スクリーン、包装材、電池、 取扱説明書など）	可塑化された材料(※8)中に、 DEHP, DBP, BBP, DIBP の 総量で 1000ppm 以上の 含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する生産材 1) ヒトの粘膜に接触しない、またはヒト の皮膚に長時間接触しない生産材 2) 産業または農業のみの用途で使用 される製品、または開放空間でのみ使 用される製品の生産材	3	00036
1-62	ポリ塩化ビニル（PVC）、 ポリ塩化ビニリデン（PVDC）	9002-86-2 9002-85-1	包装材	意図的含有を禁止	—	21	—
1-63	赤リン	7723-14-0	電気/電子部品に使用してい る樹脂材料	樹脂材料中で 1000ppm	下記のいずれかに該当する場合 1) 異なる電極間の電気絶縁性に関与 しない部品・部位に含有する場合 2) 赤リンに耐水性コーティング、または それに準ずる対策を施しており、リン酸の 生成を抑制できている場合	エプソン 方針 (※9)	—
1-64	PAH ベンゾ(a)ピレン ベンゾ(e)ピレン ベンゾ(a)アントラセン クリセン ベンゾ(b)フルオランテン ベンゾ(j)フルオランテン ベンゾ(k)フルオランテン ジベンゾ(a,h)アントラセン	50-32-8 192-97-2 56-55-3 218-01-9 205-99-2 205-82-3 207-08-9 53-70-3	人の皮膚または口腔と長期 間または短期間反復して、直 接接触するゴムまたはプラスチ ックの部材を含む生産材	対象部材中で 1ppm 以上の含有を禁止	—	3	00108, 00109, 00110, 00111, 00112, 00113, 00114, 00115

2.2.1 レベル1：即時禁止物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照 法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-65	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (別名 ビスフェノール A)	80-05-7	感熱紙(感熱紙を用いた 粘着ラベルを含む)	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 非意図的な含有の場合 2) 感熱紙中で 200ppm 未満の場合	3, 11	00141
1-66	4,4'-スルホニルジフェノール (別名 ビスフェノール S)	80-09-1	感熱紙(感熱紙を用いた 粘着ラベルを含む)	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 非意図的な含有の場合 2) 感熱紙中で 200ppm 未満の場合	11	—
1-67	ビスフェノール類 (※10)	付表 C 参照	感熱紙(感熱紙を用いた 粘着ラベルを含む)	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)非意図的な含有の場合 2)ビスフェノール類の総量が感熱紙中で 200ppm 未満の場合	42	—
1-68	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩(※11)	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)不純物として含有する場合 2)物質、混合物、成形品中に含有するパーフル オロオクタン酸(PFOA)とその塩の合計が 0.025ppm (25ppb) 以下の場合	6, 17	00160
1-69	PFOA 関連化合物 (※12)	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)不純物として含有する場合 2)物質、混合物、成形品中に含有するいずれか 一つまたは複数の PFOA 関連化合物の合計 が 1ppm (1000ppb) 以下の場合	6, 17	00161
1-70	TSCA 重要新規利用規則対象 長鎖ペルフルオロアルキルカルボン 酸化合物 (※13)	表 3 参照	表面コーティング(めっき処 理を含む)を有する部品、 及びコーティング用の材料	意図的含有を禁止	—	26	—

2.2.1 レベル 1：即時禁止物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照 法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-71	フェノール, イソプロピルリン酸（3:1） （PIP(3:1)）	68937-41-7	全て	含有を禁止	潤滑剤・グリース(2038/10/31 まで有効) ※レベル 2：指定時期禁止物質としての指定があります	25	00174
1-72	ペンタクロロチオフェノール（PCTP）	133-49-3	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)納入形態あたり 10,000ppm(1wt%)以下の場合 2)エプソンに含有量を報告し、許諾された場合	25	—
1-73	フッ素系温室効果ガス （PFCs, SF6, HFCs）類	付表 C 参照	表 4 の用途	意図的含有を禁止	—	8	00018
1-74	パーフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS） とその塩(※14)	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 不純物として含有する場合 2) 物質、混合物、成形品中に含有するパーフルオロヘキ サンスルホン酸（PFHxS）とその塩が 0.025ppm (25ppb)以下の場合	6, 11, 17	00143
1-75	PFHxS 関連化合物(※15)	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 不純物として含有する場合 2)物質、混合物、成形品中に含有する PFHxS 関連 化合物の合計で 1ppm（1000ppb） 以下の場合	6, 11	00205
1-76	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボ ン酸（C9-C14 PFCAs）とその塩（※ 16）	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 不純物として含有する場合 2)物質、混合物、成形品中に含有する C9-C14 PFCAs およびその塩の合計で 0.025ppm (25ppb)未満の場合	3	00182
1-77	C9-C14 PFCA 関連物質（※17）	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 不純物として含有する場合 2)物質、混合物、成形品中に含有する C9-C14 PFCA 関連物質の合計で 0.26ppm（260ppb） 未満の場合	3	00183

2.2.1 レベル 1：即時禁止物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照 法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-78	1～7 個の芳香環からなる鉱物油 芳香族炭化水素類（MOAH）	—	包装材および印刷物 （保証書、取扱説明書など）	印刷インク中で 1,000ppm	—	39	—
1-79	3～7 個の芳香環からなる鉱物油 芳香族炭化水素類（MOAH）	—	包装材および印刷物 （保証書、取扱説明書など）	印刷インク中で 1ppm	—	39	—
1-80	炭素数 16～35 の鉱物油 飽和炭化水素類（MOSH）	—	包装材および印刷物 （保証書、取扱説明書など）	印刷インク中で 1,000ppm	—	39	—
1-81	デクロランプラスならびにその syn 異性体 および anti 異性体 （別名 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17, 18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ- 7,15-ジエン）	13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 不純物として含有する場合 2) 物質、混合物、成形品中に 1ppm 以下の場合	6, 17	00147
1-82	長鎖パーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs)とその塩（※18）	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 不純物として含有する場合 2) 物質、混合物、成形品中に含 有する長鎖パーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs)とその塩が 0.025ppm（25ppb）以下の場合	41	—
1-83	C9-C21 PFCA 関連化合物(※18)	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 不純物として含有する場合 2) 物質、混合物、成形品中に含 有する C9-C21 PFCA 関連化合物 の合計で 0.26ppm（260ppb） 以下の場合	41	—

2.2.1 レベル 1：即時禁止物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照 法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-84	パーフルオロヘキサン酸 （PFHxA）とその塩（※ 19)	付表 C 参照	テキスタイル、皮革、また は毛皮製の生産材	均質材料中で PFHxA およびその 塩の合計で 0.025ppm （25ppb)を超える含有を禁止	—	3	—
1-85	PFHxA 関連物質（※20)	付表 C 参照	テキスタイル、皮革、また は毛皮製の生産材	均質材料中で PFHxA 関連物質の 合計で 1ppm（1000ppb）を超 える含有を禁止	—	3	—
1-86	パーおよびポリフルオロアルキル 化合物（PFAS）（※21)	付表 C 参照	以下を含む繊維、糸、 布地から成る繊維製品 ・天然繊維 ・人造繊維 ・合成繊維 ・天然皮革、合成皮革	意図的含有を禁止 非意図的な含有については、繊維 製の材料中で、総有機フッ素の濃 度が 50ppm 以上の含有を禁止	—	40	00193
			食品に接触する包装材 に用いる印刷メディア	個々の材料中で、個々の物質が 25ppb 以上の含有を禁止	ポリマーの PFAS（※22)に該当する場合	7	
				個々の材料中で、PFAS の総量が 250ppb 以上の含有を禁止			
				個々の材料中で、PFAS の総量が 50ppm 以上の含有を禁止	—		
1-87	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イ ル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェ ノール（別名 UV-328)	25973-55-1	全て	含有を禁止	下記 1)2)のいずれかに該当する場合 1)不純物として物質、混合物、成形品中 に 1ppm 以下の場合 2)下記の用途に該当する場合 （2029/8/31 まで有効） ・偏光器の内部のトリアセチルセルローズ製 フィルム中の含有 ※2)はレベル 2：指定時期禁止物質とし ての指定があります	6, 17	00130

2.2.1 レベル 1：即時禁止物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照 法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-88	中鎖塩素化パラフィン（MCCP）※23	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 不純物として含有する場合 2) 物質、混合物（調剤）、成形品中で 1,000ppm 以下の場合	41	00178
1-89	ハロゲン系難燃剤	付表 C 参照	電池または 120V コンセントで 駆動される、電気電子機器の プラスチック製筐体（※24）	意図的含有を禁止 非意図的含有については、下記の いずれかに該当する含有を禁止 ・均質材料中の総臭素濃度が 1,000 ppm を超える ・均質材料中の総塩素濃度が 1,000 ppm を超える ・均質材料中の総リン濃度が 5,000ppm 未満かつ総フッ素 濃度が 1,000ppm を超える	下記のいずれかに該当する場合 ・恒久的に建物の固定電気配線に固定され て電気が供給される機器の筐体 ・重量が 0.5g 未満のプラスチック製筐体	42	00171
			プラスチック成型材料		・ハロゲン系難燃剤の含有についてエプソンが 許諾または指示したプラスチック成型材料 （例：電池または 120V コンセントで駆動さ れる電気電子機器の筐体以外に用いる成型 材料など）		

2.2.1 レベル 1：即時禁止物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照 法規制	IEC 62474 DSL の ID
1-90	パーフルオロヘプタンスルホン酸 （PFHpS）とその塩	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 不純物として含有する場合 2) 物質、混合物、成形品中に含有する パーフルオロヘプタンスルホン酸（PFHpS）とその塩が 0.025ppm（25ppb）以下の場合	43	—
1-91	PFHpS 関連化合物(※25)	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 不純物として含有する場合 2) 物質、混合物、成形品中に含有する PFHpS 関連化合物の合計で 1 ppm（1000ppb）以下の場合	43	—
1-92	パーフルオロノナンスルホン酸 （PFNS）とその塩	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 不純物として含有する場合 2) 物質、混合物、成形品中に含有するパーフルオロノナンスルホン酸（PFNS）とその塩が 0.025ppm（25ppb）以下の場合	43	—
1-93	パーフルオロデカンスルホン酸 （PFDS）とその塩	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 不純物として含有する場合 2) 物質、混合物、成形品中に含有するパーフルオロデカンスルホン酸（PFDS）とその塩が 0.025ppm（25ppb）以下の場合	43	—
1-94	PFNS 関連化合物(※26)および PFDS 関連化合物(※27)	付表 C 参照	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1) 不純物として含有する場合 2) 物質、混合物、成形品中に含有する PFNS 関連化合物および PFDS 関連化合物の合計で 1 ppm（1000ppb）以下の場合	43	—

2.2.2 レベル 2：指定時期禁止物質

生産材への含有に関する基準を、将来の、規定した時期から適用する化学物質を指します。規定された化学物質に関する基準（要求事項・閾値など）の遵守をお願いします。

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	適用時期	参照 法規制	IEC 62474 DSL の ID
2-1	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ベンチルフェノール（別名 UV-328）	25973-55-1	偏光器の内部のトリアセチルセルロース製フィルム ※これはレベル 1：即時禁止物質の適用除外として指定しています。右に規定した時期をもってこの適用除外を終了し、全てに対して所定の要求事項・閾値を適用します。	含有を禁止	—	2029/9/1	6, 17	00130
2-2	フェノール, イソプロピルリン酸 (3:1) (PIP(3:1))	68937-41-7	潤滑剤・グリース	含有を禁止	—	2039/11/1	25	00174

2.2.3 レベル 3：禁止候補物質

禁止候補物質を下記に示します。現時点で含有していても問題はありません。ただし、エプソンは状況に応じて法規制に先行し、規定された化学物質の削減に取り組む可能性があります。生産材に含有している場合には、代替を検討・推進することを推奨します。

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	適用除外	IEC 62474 DSL の ID
3-1	パーおよびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）（※21）	付表 C 参照	全て	レベル 1：即時禁止物質の対象を除く	00193
3-2	1,2-ビス(ペンタブロモフェニル)エタン（DBDPE）	84852-53-9	全て	—	00214
3-3	1,2-ビス(2,4,6-トリブロモフェノキシ)エタン（BTBPE）	37853-59-1	全て	—	00184
3-4	テトラブロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（TBPH）	26040-51-7	全て	—	—
3-5	2,2'-ビス(4'-ヒドロキシ-3',5'-ジブロモフェニル)プロパン（TBBPA）	79-94-7	全て	—	00185
3-6	4,4'-イソプロピリデンジフェノール（別名：ビスフェノール A）	80-05-7	全て	レベル 1：即時禁止物質の対象を除く	00141
3-7	4,4'-(1-メチルプロピリデン)ビスフェノール（別名：ビスフェノール B）	77-40-7	全て	レベル 1：即時禁止物質の対象を除く	00177
3-8	4,4'-スルホニルジフェノール（別名：ビスフェノール S）	80-09-1	全て	レベル 1：即時禁止物質の対象を除く	00186
3-9	4,4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチリデン]ジフェノール（別名：ビスフェノール AF）とその塩	付表 C 参照	全て	レベル 1：即時禁止物質の対象を除く	00215
3-10	4,4'-メチレンジフェノール（別名：ビスフェノール F）	620-92-8	全て	レベル 1：即時禁止物質の対象を除く	—
3-11	トリフェニル=ホスファート	115-86-6	全て	—	00206
3-12	トリス(ジメチルフェニル)=ホスファート	25155-23-1	全て	—	00100
3-13	トリス(2-クロロエチル)=ホスファート（TCEP）	115-96-8	全て	—	00056
3-14	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン（6PPD）	793-24-8	全て	—	—
3-15	2,2,4,4,6,6-ヘキサメチルシクロトリシロキサン（D3）	541-05-9	全て	—	—
3-16	2,2,4,4,6,6,8,8-オクタメチルシクロテトラシロキサン（D4）	556-67-2	全て	—	00149
3-17	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10-デカメチルシクロペンタシロキサン（D5）	541-02-6	全て	—	00150
3-18	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10,12,12-ドデカメチルシクロヘキサシロキサン（D6）	540-97-6	全て	—	00151

2.2.3 レベル 3：禁止候補物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	適用除外	IEC 62474 DSL の ID
3-19	2-(2-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール(別名：UV-327)	3864-99-1	全て	—	00134
3-20	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6- <i>sec</i> -ブチル-4- <i>tert</i> -ブチルフェノール (別名：UV-350)	36437-37-3	全て	—	00135
3-21	2-[2-ヒドロキシ-5-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェニル]ベンゾトリアゾール(別名：UV-329)	3147-75-9	全て	—	00197
3-22	ブメトリゾール (別名：UV-326)	3896-11-5	全て	—	00199
3-23	2-(ジメチルアミノ)-2-(4-メチルベンジル)-1-(4-ホルホルノフェニル)ブタン-1-オン (別名：Omnirad379)	119344-86-4	全て	—	00198

2.2.4 レベル 4：含有管理物質

含有管理物質を以下に示します。規定された化学物質が閾値を超過して含有する場合には、本基準書 4.（3）項に記載の方法で製品含有化学物質に関する情報の提出をお願いします。

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	閾値	IEC 62474 DSL の ID
4-1	レベル 1：即時禁止物質	—	2.2.1 項 参照	含有（※）	—
4-2	レベル 2：指定時期禁止物質	—	2.2.2 項 参照	含有（※）	—
4-3	レベル 3：禁止候補物質	—	2.2.3 項 参照	意図的含有	—
4-4	EU REACH 認 可 候 補 物 質 (SVHC)	ECHA Web サイト 参照	全て	成形品または化学品中で 0.1 重量%（1000ppm）	—
4-5	日本 化学物質の審査及び製造等 の規制に関する法律が定める 第一種特定化学物質	J-CHECK WEB サイト 参照	全て	化学品中の不純物としての含有	—
4-6	酸化ベリリウム	1304-56-9	全て	納入生産材中で 0.1 重量%（1000ppm）	00005
4-7	臭素系難燃剤（PBB 類、PBDE 類 および HBCDD を除く）	付表 C 参照	積層プリント配線基板	基板中の臭素の含有合計で 0.09 重量%（900ppm）	00008
4-8	臭素系難燃剤（PBB 類、PBDE 類 および HBCDD を除く）	付表 C 参照	積層プリント配線基板を 除くプラスチック材料	プラスチック材料中の臭素として 0.1 重量%（1000ppm）	00009
4-9	過塩素酸塩	付表 C 参照	全て	電池または構成部品の 0.0000006%（6ppb）	00033
4-10	放射性物質	付表 C 参照	全て	意図的含有	00049
4-11	塩素系難燃剤（CFR）	付表 C 参照	積層プリント配線基板を 除くプラスチック材料	プラスチック材料中の塩素の 0.1 重量%（1000ppm）	00062
4-12	塩素系難燃剤（CFR）	付表 C 参照	積層プリント配線基板	基板中の塩素の含有合計で 0.09 重量%（900ppm）	00063
4-13	フタル酸ジイソデシル（DIDP）	68515-49-1, 26761-40-0	全て	意図的含有	00090
4-14	フタル酸ジイソノニル（DINP）	28553-12-0, 68515-48-0	全て	意図的含有	00107
4-15	ジイソオクチル=フタレート	27554-26-3	全て	成形品または化学品中で 0.1 重量%（1000ppm）	00203
4-16	ビタミン D3	67-97-0	全て	成形品または化学品中で 0.1 重量%（1000ppm）	00204

※レベル 1：即時禁止物質 および レベル 2：指定時期禁止物質に関しては、2.2.1 項および 2.2.2 項の要求事項・閾値に適合しているか否かに関わらず、含有に関する情報を本基準書 4.（3）項に記載の方法でご提出ください。

【物質に関する注】

※1 閾値はエプソン方針による。

※2 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(PFOSF)ともいう。PFOS 関連化合物の一種。

※3 化学式 $C_8F_{17}SO_3H$ の直鎖状または分鎖状の化合物。ペルフルオロオクタンスルホン酸ともいう。

※4 PFOS 関連化合物：分子式 $C_8F_{17}SO_2X$ を持つ物質群。(X は、ハロゲン化物、アミド、ポリマーを含むその他の化合物)

※5 「一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料」とは、表 1 に示す芳香族アミンを、着色部分中に 30ppm を超えて生成する可能性があるアゾ染料・顔料を指す。

※6 インジケータカードは、通常の環境(通常使用時)において、塩化コバルトを吸引するリスクは無いため、対象外。

※7 「三置換有機スズ化合物」とは、トリブチルスズ(TBT) /トリフェニルスズ(TPT) /その他の三置換有機スズ化合物を指す。ただし、ビス(トリブチルスズ)=オキシドは化審法の対象に含まれるため、別途レベル 1：即時禁止物質として指定しています(No.1-15 参照)。

※8 可塑化された材料とは、以下の均質材料を意味する。

－ポリ塩化ビニル(PVC), ポリ塩化ビニリデン(PVDC), ポリ酢酸ビニル(PVA), ポリウレタン。

－シリコンゴムおよび天然ラテックスコーティングを除く他のあらゆるポリマー(特にポリマー発泡体およびゴム材料を含む)。

－表面コーティング、滑り止めコーティング、仕上げ剤、転写画、印刷された図柄

－接着剤、封止材、塗料及びインク

※9 発火事故防止の為

詳細は、赤リンについて https://global.epson.com/supplier/pdf/green-purchasing/seg_k_0100_rp_j.pdf を参照。

※10 ビスフェノール類とは、単一の架橋原子によって結合された 2 つのフェノール環を持つ化学物質を指す。架橋原子およびフェノール環が追加の置換基を有している化学物質も含む。

※11 ペルフルオロオクタン酸ともいう。

※12 PFOA 関連化合物：

・構造的な要素の 1 つとして(C_7F_{15})C 部分を持つ直鎖状または分鎖上のパーフルオロヘプチル基を有し、PFOA に分解するあらゆる物質(塩およびポリマーを含む)

・ただし、以下の物質は含まれない

－ $C_8F_{17}-X$, ここでの X は、F, Cl, Br

－ $CF_3[CF_2]_n-R'$ に包含されるフルオロポリマー, ここでの R' は、あらゆる基, $n > 16$

－ 8 個以上のパーフルオロ炭素をもつパーフルオロアルキルカルボン酸(その塩、エステル、ハロゲン化物および無水物を含む)

－ 9 個以上のパーフルオロ炭素をもつパーフルオロアルカンスルホン酸およびパーフルオロホスホン酸(その塩、エステル、ハロゲン化物および無水物を含む)

－ パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) およびその塩、PFOS 関連物質

※13 40 C.F.R. § 721.10536(b)(2) に規定された物質が対象。詳細は [Federal Register Notice](#) を参照。

※14 ペルフルオロヘキサンスルホン酸ともいう。

※15 PFHxS 関連化合物：構造的な要素の一つとして硫黄原子に直接結合した化学式 C_6F_{13} の直鎖状または分鎖状のパーフルオロヘキシル基を有し、PFHxS に分解するあらゆる物質(それらの塩およびポリマーを含む)

※16 C9-C14 PFCAs：化学式 $C_nF_{2n+1}-C(=O)OH$ の直鎖状または分鎖状のパーフルオロカルボン酸（ $n=8, 9, 10, 11, 12, 13$ ）。ペルフルオロカルボン酸ともいう。

※17 C9-C14 PFCA 関連物質：

- ・別の炭素原子に直接結合している化学式 $C_nF_{2n+1}-$ のパーフルオロ基（ $n=8, 9, 10, 11, 12, 13$ ）を有し、C9-C14 PFCAs に分解すると考えられる物質（それらの塩およびあらゆる組み合わせを含む）
- ・構造的な要素の 1 つとして、別の炭素原子に直接結合していない化学式 $C_nF_{2n+1}-$ のパーフルオロ基（ $n=9, 10, 11, 12, 13, 14$ ）を有し、C9-C14 PFCAs に分解すると考えられる物質（それらの塩およびあらゆる組み合わせを含む）
- ・ただし、以下の物質は含まれない
 - $C_nF_{2n+1}-X$, ここで X は F, Cl, Br で、 $n=9, 10, 11, 12, 13, 14$ （それらのあらゆる組み合わせを含む）
 - $C_nF_{2n+1}-C(=O)OX'$, ここで X' は塩を含むあらゆる基で、 $n>13$

※18 長鎖パーフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCAs)：

- ・化学式 $C_nF_{2n+1}-C(=O)OH$ の直鎖状または分鎖状のパーフルオロカルボン酸（ $n=8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20$ ）
- ・長鎖ペルフルオロカルボン酸ともいう。

C9-C21 PFCA 関連化合物：

- ・フッ素、塩素又は臭素を除くいずれかの原子に直接結合している化学式 $C_nF_{2n+1}-$ のパーフルオロ基（ $n=8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20$ ）を有し、C9-C21 PFCAs に分解すると考えられる物質（それらの塩およびあらゆる組み合わせを含む）
- ・ただし、以下の物質は含まれない
パーフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩、PFOA 関連化合物

※19 化学式 $C_5F_{11}COOH$ で表される直鎖状または分鎖状の化合物。ペルフルオロヘキサン酸、またはウンデカフルオロヘキサン酸ともいう。

※20 PFHxA 関連化合物：

- ・別の炭素原子に直接結合している化学式 $C_5F_{11}-$ で表される直鎖状または分岐鎖状のパーフルオロ基を有する物質および、化学式 $C_6F_{13}-$ で表されるの直鎖状または分岐鎖状のパーフルオロ基を有する物質。ただし、以下の物質は含まれない
 - C_6F_{14}
 - $C_6F_{13}-C(=O)OH$, $C_6F_{13}-C(=O)O-X'$, または $C_6F_{13}-CF_2-X'$, ここで X' は塩を含むあらゆる基を表す
 - 末端以外の炭素原子の一つが酸素原子に直接結合した化学式 $C_6F_{13}-$ で表されるの直鎖状または分岐鎖状のパーフルオロ基を有する物質

※21 「パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)」とは、少なくとも 1 つの完全にフッ素化された炭素原子を含むフッ素化有機化学物質を指す。

※22 「ポリマーの PFAS」とは、1 種類以上のモノマー単位の配列によって特徴づけられる分子構造を持ち、分子量が、主として重合したモノマーの数の差に起因する分布を持つ PFAS を指す。

※23 「中鎖塩素化パラフィン」とは、炭素数が 14～17 であり、塩素化率が重量比 45%以上の塩素化パラフィンを指す。

※24 電気電子機器のプラスチック製筐体とは、下記 1)2)のいずれかまたは両方を目的とする、完成品のプラスチック製の外部部分を指す。外部電源の筐体もこれに含まれる。

1)感電の危険を生じる可能性のある、機器の全部または一部に接触できないようにする事

2)機器内部の電氣的障害によって発生する火災の伝播を遅らせる事

なお、下記は電気電子機器のプラスチック製筐体とみなさない。

-製品が完全に組立てられ機能する状態では接触できない内部部品

-電子ディスプレイのスクリーンの表示部分

-配線、コード、ケーブル、電球、コネクタ

※25 PFHpS 関連化合物：

パーフルオロヘプタンスルホニル基を有し、パーフルオロヘプタンスルホン酸に分解すると考えられる物質

※26 PFNS 関連化合物：

パーフルオロノナンスルホニル基を有し、パーフルオロノナンスルホン酸に分解すると考えられる物質

※27 PFDS 関連化合物

パーフルオロデカンスルホニル基を有し、パーフルオロデカンスルホン酸に分解すると考えられる物質

表 1 一部の芳香族アミンのリスト

No.	化学物質名	CAS No.
1	Biphenyl-4-ylamine	92-67-1
2	Benzidine	92-87-5
3	4-chloro-o-toluidine	95-69-2
4	2-naphthylamine	91-59-8
5	o-aminoazotoluene	97-56-3
6	5-nitro-o-toluidine	99-55-8
7	4-chloroaniline	106-47-8
8	4-methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4
9	4,4'-methylenedianiline	101-77-9
10	3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
11	3,3'-dimethoxybenzidine	119-90-4
12	3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7
13	4,4'-methylenedi-o-toluidine	838-88-0
14	6-methoxy-m-toluidine	120-71-8
15	4,4'-methylene-bis(2-chloroaniline)	101-14-4
16	4,4'-oxydianiline	101-80-4
17	4,4'-thiodianiline	139-65-1
18	o-toluidine	95-53-4
19	4-methyl-m-phenylenediamine	95-80-7
20	2,4,5-trimethylaniline	137-17-7
21	o-anisidine	90-04-0
22	4-amino azobenzene	60-09-3

表 2 アゾ染料のリスト

化学物質名	CAS No.
A mixture of disodium(6-(4-anisidino)-3-sulfonato-2-(3,5-dinitro-2-oxidophenylazo)-1-naohtolato)(1-(5-chloro-2-oxidophenylazo)-2-naphtholato)chromate(1-); trisodium bis(6-(4-anisidino)-3-sulfonato-2-(3,5-dinitro-2-oxidophenylazo)-1-naphtholato)chromate(1-)	Not allocated Component 1: CAS-No.:118685-33-9 C ₃₉ H ₂₃ ClCrN ₇ O ₁₂ S ₂ Na Component 2: C ₄₆ H ₃₀ CrN ₁₀ O ₂₀ S ₂ .3Na

表 3 TSCA 重要新規利用規則対象長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(※13)のリスト

No.	化学物質（群）名	CAS No.	備考
1	Sodium;2-methylpropane-1-sulfonate	68187-47-3	接着剤における使用は対象外
2	1,1,2,2-Tetrahydroperfluoroalkyl (C8-C14) alcohol	68391-08-2	繊維、皮革、硬質素材（樹脂、木材、金属等）の表面処理に使用される表面コーティングや、仕上げの製造、加工および湿潤剤の製造における使用は対象外
3	Thiols, C8-20, gamma-omegaperfluoro, telomers with acrylamide	70969-47-0	－
4	Thiols, C4-20, gamma-omega-perfluoro, telomers with acrylamide and acrylic acid, sodium salts	1078712-88-5	－
5	1-Propanaminium, 3-amino-N-(carboxymethyl)-N,N-dimethyl-, N-(2-((gamma-omega-perfluoro-C4-20-alkyl)thio)acetyl) derivs., inner salts	1078715-61-3	－
6	Polyfluoroalkyl betaine	CBI	CBI（企業秘密情報）に関する EPA 受付番号 71217
7	Modified fluoroalkyl urethane	CBI	CBI（企業秘密情報）に関する EPA 受付番号 89419
8	Perfluorinated polyamine	CBI	CBI（企業秘密情報）に関する EPA 受付番号 274147
9	Perfluorooctyl iodide	507-63-1	レベル 1：即時禁止物質の 『No.1-69 PFOA 関連化合物』に含まれる物質
10	Tetrahydroperfluoro-1-decanol	678-39-7	
11	Perfluoro-1-dodecanol	865-86-1	
12	Perfluorodecyl iodide	2043-53-0	
13	1,1,2,2-Tetrahydroperfluorododecyl iodide	2043-54-1	
14	Perfluorodecylethyl acrylate	17741-60-5	
15	1,1,2,2-Tetrahydroperfluorodecyl acrylate	27905-45-9	
16	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-Pentacosafuoro-14-iodotetradecane	30046-31-2	
17	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-Pentacosafuorotetradecan-1-ol	39239-77-5	
18	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,15,15,16,16,16-Nonacosafuorohexadecan-1-ol	60699-51-6	
19	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14-Nonacosafuoro-16-iodohexadecane	65510-55-6	
20	Silicic acid (H ₄ SiO ₄), sodium salt (1:2), reaction products with chlorotrimethylsilane and 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptadecafluoro-1-decanol	125476-71-3	－

表 4 フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類の意図的含有を禁止する用途

物質	禁止用途	適用除外
PFCs, SF6, HFCs	使い捨て容器、窓、履物、タイヤ	－
	構成要素が 1 種類の発泡剤	安全基準を満たすために必要な場合
HFCs, PFCs	直接蒸発する開放系システム	－
PFCs, HFC-23	防火設備	－
HFCs (GWP150 以上)	一般向けに販売する娯楽、装飾を目的とした煙霧発生器、家庭用冷蔵庫・冷凍庫、工業用エアロゾル製品、業務用冷蔵庫・冷凍庫(GWP2500 以上)、移動型室内用エアコン、断熱、防音等の目的で使用するフォーム(押出ポリスチレン)	－
	固定冷蔵機器(GWP2500 以上)	製品を-50℃より低い温度に冷却するように設計されたアプリケーション向けの機器
	業務用冷蔵庫・冷凍庫(GWP2500 未満)、40kw 以上の業務用集中管理冷蔵装置	－
	断熱、防音等の目的で使用するフォーム(その他フォーム)	－
	3 キロ未満の F ガスを含むスプリット型エアコン(GWP750 以上)	－

● 付表 A 電池に関する管理基準

一次電池						
電池の種類			化学物質および要求事項・閾値			参照法規制
			カドミウムおよびその化合物	鉛およびその化合物	水銀およびその化合物	
1	アルカリ電池	ボタン型	・電池の重量比で 10ppm	・電池の重量比で 40ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、下記のいずれかに該当する含有を禁止 -均質材料中で 5ppm 超える含有 -電池当たり 1ppm を超える含有 -セル当り 25mg 超える含有	4, 19, 20, 22 24, 29, 30, 33, 36, 37
		非ボタン型	・電池の重量比で 10ppm	・電池の重量比で 40ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、電池の重量比で 1ppm、および、均質材料中で 5ppm	4, 19, 20,22, 23, 24, 29, 33
2	マンガン電池	全て	・電池の重量比で 10ppm	・電池の重量比で 100ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、電池の重量比で 1ppm、および、均質材料中で 5ppm	4, 19, 20, 22, 23, 24, 29, 30, 33, 37
3	酸化水銀電池	全て	使用禁止			4, 19, 24, 29, 30
4	酸化銀電池	ボタン型	・電池の重量比で 20ppm	・電池の重量比で 100ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、下記のいずれかに該当する含有を禁止 -均質材料中で 5ppm 超える含有 -電池当たり 1ppm を超える含有 -セル当り 25mg 超える含有	4, 19, 22, 23, 24, 30, 33, 36
5	空気亜鉛電池	ボタン型	・電池の重量比で 20ppm	・電池の重量比で 100ppm		
6	1 - 5 以外の一次電池	全て	・電池の重量比で 20ppm	・電池の重量比で 100ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、均質材料中で 5ppm、および、ボタン型はセル当り 25mg	4, 19, 24, 30, 33, 35, 36

付表 A 電池に関する管理基準

二次電池						
電池の種類			化学物質および要求事項・閾値			参照法規制
			カドミウムおよびその化合物	鉛およびその化合物	水銀およびその化合物	
7	・ニッケル水素電池 ・アルカリ二次電池	ボタン型	・電池の重量比で 20ppm	・電池の重量比で 100ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、均質材料中で 5ppm、 および、セル当り 25mg	4, 19, 24, 33, 36
		非ボタン型	・電池の重量比で 10ppm	・電池の重量比で 100ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、電池の重量比で 1ppm、 および、均質材料中で 5ppm	4, 19, 20, 24, 33, 36
8	鉛蓄電池	工業用/業務用専用品*以外は、使用禁止				4, 36
		工業用/ 業務用 専用品	・電池の重量比で 100ppm	—	・意図的含有を禁止 ・不純物については、均質材料中で 5ppm	4, 19, 24, 33, 37
9	7,8 以外の 二次電池	全て	・電池の重量比で 20ppm	・電池の重量比で 100ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、均質材料中で 5ppm、 および、ボタン型はセル当り 25mg	4, 19, 24, 33, 36

*工業用/業務用専用品：工業用、業務用専用に設計された重量 5kg 以上の電池

付表 B EU RoHS 指令 適用除外項目

エプソンが使用している適用除外項目とエプソンが定める禁止時期を以下に示します。納入品で使用している適用除外項目の記載がない場合は、納入窓口担当者にご連絡ください。

参考：EU 委員会 Web サイト：https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/rohs-directive_en

本付表には、2026 年 8 月 1 日時点の法律が定める適用除外項目および製品カテゴリごとの期限を記載しています。今後、EU RoHS 指令の適用除外項目が修正された場合には、最新の法律要求に基づく適用除外項目および製品カテゴリごとの期限が本付表に適用されます。

物質： カドミウムおよびその化合物				
No.	適用除外項目（*1）	製品カテゴリ	法律が定める 期限（*1）	エプソンが定める 禁止時期
8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物	カテゴリ1-7および10	2021/7/21	既に使用禁止
		カテゴリ9（産業用監視制御機器以外）	未定	
		カテゴリ9（産業用監視制御機器）、 カテゴリ11	未定	
8(b)-I	以下電気接点中のカドミウムおよびその化合物 ・サーキットブレーカ ・温度制御センサー ・密閉型を除くサーマルモータープロテクター ・交流250V以上で定格電流 6A 以上、または交流125V以上 定格電流12A以上の交流スイッチ ・定格電力が直流18V以上で定格電流20A以上の直流スイッチ ・200Hz 以上の電源を用いて使用されるスイッチ	カテゴリ1-7および10	未定	法律が定める 期限の1年前 (*2)
13(b)	フィルターガラスおよび反射率標準用ガラス中のカドミウム	カテゴリ1-7および10	2021/7/21	既に使用禁止
		カテゴリ9（産業用監視制御機器以外）	未定	
		カテゴリ9（産業用監視制御機器）、 カテゴリ11	未定	
13(b)-II	EU RoHS指令 付属書IIIの表示記号39に該当する用途を除く、 ストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム	カテゴリ1-7および10	未定	法律が定める 期限の1年前 (*2)

付表 B EU RoHS 指令 適用除外項目

物質：鉛およびその化合物				
No.	適用除外項目 (*1)	製品カテゴリ	法律が定める 期限 (*1)	エプソンが定める 禁止時期
6(a)	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる0.35 wt%までの鉛	カテゴリ1-7および10	2019/6/30	既に使用禁止
		カテゴリ9、カテゴリ11	2026/12/11(*5)	既に使用禁止
6(a)-I	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35wt%までの鉛 (*4)	すべて	未定	法律が定める 期限の1年前(*2)
6(a)-II	バッチ式溶融亜鉛めっき鋼中に合金成分として含まれる0.2wt%までの鉛 (*4)	すべて	未定	法律が定める 期限の1年前(*2)
6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4wt%までの鉛(*4)	カテゴリ1-7および10	2019/6/30	既に使用禁止
		カテゴリ9、カテゴリ11	2027/6/11(*5)	既に使用禁止
6(b)-I	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量%までの鉛(*4)	カテゴリ1-7および10	2026/12/11(*5)	既に使用禁止
		カテゴリ9、カテゴリ11	2027/6/30(*5)	既に使用禁止
6(b)-II	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量%までの鉛(*4)	カテゴリ1-7および10	2027/6/11(*5)	既に使用禁止
		カテゴリ9、カテゴリ11	未定	法律が定める 期限の1年前(*2)
6(b)-III	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウム casting 合金に合金成分として含まれる0.3wt%の鉛(*4)	カテゴリ1-7および10、 産業用監視・制御機器以外のカテゴリ9	未定	法律が定める 期限の1年前(*2)
6(c)	鉛含有量が4wt%以下の銅合金(*4)	すべて	未定	法律が定める 期限の1年前(*2)

付表 B EU RoHS 指令 適用除外項目

物質：鉛およびその化合物				
No.	適用除外項目 (*1)	製品カテゴリ	法律が定める 期限 (*1)	エプソンが定める 禁止時期
7(a)	高融点はんだに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金)	すべて (*3)	未定	法律が定める 期限の1年前(*2)
7(a)-I	0.1 A 以上の定常電流または過渡電流/インパルス電流、または 10 V を超えるブロッキング電圧、または 0.3 mm x 0.3 mm を超えるダイ エッジ サイズを持つ半導体アセンブリで、ダイまたはダイと一緒に他のコンポーネントを取り付けるための内部相互接続に用いる、 高融点はんだに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金)	すべて (*3)	未定	法律が定める 期限の1年前 (*2)
7(a)-II	電気および電子部品のダイアタッチの一体型（内部および外部）接続用の、高融点はんだ（すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金）に含まれる鉛であって、以下のすべての条件が満たされている場合： - 硬化/焼結ダイアタッチ材料の熱伝導率は $>35\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$ 、 - 硬化/焼結ダイアタッチ材料の電気伝導率は $>4.7\text{MS}/\text{m}$ 、 - 固相線融解温度は 260°C より高い			
7(a)-III	部品を製造するための第 1 レベルのはんだ接合部（内部または一体型接続 - 内部と外部を意味する）に含まれる高融点はんだに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金)であって、電子部品をサブアセンブリ（モジュール、サブ回路基板、基板、またはポイントツーポイントのはんだ付け）に二次はんだで取り付けても、第1レベルのはんだがリフローしないためのもの。この項目には、ダイアタッチ アプリケーションと気密封止は含まない。			
7(a)-IV	プリント基板またはリードフレームに部品を取り付けるための第2レベルのはんだ接合部における高融点はんだに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金)のうち、下記のもの (1)セラミックボールグリッドアレイ (BGA) を取付けるためのはんだボール (2)高温プラスチック オーバーモールドイング ($> 220^{\circ}\text{C}$)			
7(a)-V	高融点はんだに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金)のうち、下記のための密閉シール材として使用される鉛： (1)セラミックパッケージまたはプラグと金属ケース、 (2)コンポーネントの端子と内部サブパーツ			
7(a)-VI	赤外線加熱用白熱反射ランプ、高輝度放電ランプ、またはオープンランプのランプ部品間の電氣的接続を確立するための高融点はんだに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金)			
7(a)-VII	ピーク動作温度が 200°C を超えるオーディオ トランスデューサー用の高融点はんだに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金)			

付表 B EU RoHS 指令 適用除外項目

物質：鉛およびその化合物				
No.	適用除外項目（*1）	製品カテゴリ	法律が定める 期限（*1）	エプソンが定める 禁止時期
7(c)-I	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例 圧電素子)，もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	すべて	未定	法律が定める 期限の1年前 (*2)
7(c)-II	定格電圧がAC125VまたはDC250Vまたはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛（7(c)-I および 7(c)-IVを除く）	すべて	未定	法律が定める 期限の1年前 (*2)
7(c)-IV	集積回路、ディスクリート半導体の部品に使われるコンデンサ向けの、ジルコン酸チタン酸鉛(PZT)をベースにした誘電セラミック材料中の鉛	カテゴリ1-7および10、 カテゴリ9（産業用監視制御機器以外）	2021/7/21	既に使用禁止
		カテゴリ9（産業用監視制御機器）、 カテゴリ11	2024/7/21	既に使用禁止
7(c)-V	下記のいずれかの機能を果たす、ガラス中またはガラスを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品 (1)高電圧ダイオードのガラスビーズやウェハー用ガラス層における保護および電気絶縁 (2)セラミック、金属および/またはガラス部品間の気密封止 (3)500℃未満のプロセスパラメータウィンドウにおいて1013.3 dPas（「ガラス転移温度」）の粘度で使用する接合の用途 (4)抵抗材料（インク等）としての使用（抵抗率範囲：1オーム/平方～100メガオーム/平方）。ただしトリマーポテンショメータを除く (5)マイクロチャネルプレート（MCP）、チャネル電子増倍管（CEM）、および抵抗性ガラス製品（RGP）に使用するガラス表面の化学的改質	すべて	未定	法律が定める 期限の1年前 (*2)
7(c)-VI	下記のいずれかの機能を果たす、セラミック中に鉛を含む電気電子部品 (1)圧電チタン酸ジルコン酸鉛（PZT）セラミックの用途 (2)セラミックに正温度係数（PTC）を付与する	すべて	未定	法律が定める 期限の1年前 (*2)

付表 B EU RoHS 指令 適用除外項目

物質：鉛およびその化合物				
No.	適用除外項目（*1）	製品カテゴリ	法律が定める 期限（*1）	エプソンが定める 禁止時期
13(a)	光学用途に使われる白色ガラスに含まれる鉛	カテゴリ1-7および10 カテゴリ9（産業用監視制御機器以外）	未定	法律が定める期限 の1年前 （*2）
		カテゴリ9（産業用監視制御機器）、 カテゴリ11	未定	
15	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	カテゴリ1-7および10	2021/7/21	既に使用禁止
		カテゴリ9（産業用監視制御機器以外）	未定	法律が定める 期限の1年前 （*2）
		カテゴリ9（産業用監視制御機器）、 カテゴリ11	未定	
15(a)	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛: - 90 ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ - いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300mm² 以上 - 300mm² 以上のダイ、または 300mm² 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ	カテゴリ1-7および10	未定	法律が定める 期限の1年前 （*2）
34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	カテゴリ1-7および10、 カテゴリ9（産業用監視制御機器以外）	未定	
		カテゴリ9（産業用監視制御機器）、 カテゴリ11	未定	

付表 B EU RoHS 指令 適用除外項目

物質： 水銀およびその化合物				
エプソンは、水銀およびその化合物の適用除外項目のうち、下表に示す項目以外の使用を禁止します。				
No.	適用除外項目（*1）	製品カテゴリ	法律が定める 期限（*1）	エプソンが定める 禁止時期
4(f)-I	RoHS指令の付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀	すべて	未定	法律が定める期限 の1年前(*2)
4(f)-II	2000ルーメン ANSI 以上の出力が必要なプロジェクタに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀		未定	
4(f)-III	園芸照明のために使われる高圧ナトリウム蒸気ランプ中の水銀		未定	
4(f)-IV	紫外線スペクトラムで発光するランプ中の水銀		未定	

- *1 今後、EU RoHS 指令の適用除外項目の見直しに基づき、適用除外項目、期限が修正された場合には、最新の法律要求が適用されます。
 期限延長申請が既に提出されており、期限満了日が未だ決定されていない適用除外項目は、“未定”と記載しています。
- *2 禁止時期は「法律が定める期限の1年前」と定めます。今後、EU RoHS 指令の適用除外項目の見直しにより、適用除外項目および
 期限が修正された場合、最新の法律要求に基づく対応をお願いします。
 ただし、エプソンから指示がある場合、または、法規制要求および顧客要求を満たす管理を確実に実施できることをエプソンが確認した場合に限り、禁止時期以降も
 適用除外項目を認める場合があります。
 例：対象部材が、法律が定める期限満了日前に上市した製品のスペアパーツである場合
 期限延長申請が既に提出されており、審査により期限が決定するまで、使用可能となっている場合
 その場合も、代替活動は継続して頂き、法律が定める期限が確定次第、代替品をご納入頂けるようご準備頂きたく、宜しくお願い致します。
 なお、法律が定める期限が“未定”の適用除外項目は、新たな期限の1年前まで使用可能です。
- *3 適用除外項目 24 に該当する用途を除く
- *4 この項目は、一般公衆に供給される電気電子機器（EEE）であって、当該 EEE またはその可触部分が、通常の使用状況または予測可能な使用状況において、
 子供の口に入れる可能性があるものには適用されない。ただし、以下の条件が両方とも証明される場合には、この免除が適用される。
 -当該 EEE またはその可触部分からの鉛の溶出速度が、コーティングの有無にかかわらず、0.05 µg/cm²/時（0.05 µg/g/h に相当）を超えないこと。
 -コーティングされた物品については、当該 EEE の通常の使用状況または合理的に予測可能な使用状況において、少なくとも2年間、この溶出速度を超えないことを
 確保するのに十分なコーティングが施されていること。
 なお、EEE またはその可触部分が、一辺が5cm未満であるか、またはそのサイズの取り外し可能な部分もしくは突出部分を有する場合、
 子供が口に入れる可能性があるものとみなされる。
- *5 この期限をもって当該適用除外の廃止が確定している。

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-7	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）および特定代替品	Polychlorinated Biphenyls (all isomers and congeners)	1336-36-3
		Monomethyl-tetrachloro-diphenyl methane	76253-60-6
		Monomethyl-dichloro-diphenyl methane	81161-70-8
		Monomethyl-dibromo-diphenyl methane (DBBT)	99688-47-8
1-8	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	Polychlorinated Terphenyls (PCT) (all isomers and congeners)	61788-33-8
1-30	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）	Hexabromocyclododecane (HBCDD)	25637-99-4
		alpha-hexabromocyclododecane	134237-50-6
		beta-hexabromocyclododecane	134237-51-7
		gamma-hexabromocyclododecane	134237-52-8
		1,2,5,6,9,10-hexabromocyclododecane	3194-55-6
1-36	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	Polybrominated Biphenyls	59536-65-1
		Dibromobiphenyl	92-86-4
		2-Bromobiphenyl	2052-07-5
		3-Bromobiphenyl	2113-57-7
		4-Bromobiphenyl	92-66-0
		Tribromobiphenyl	59080-34-1
		Tetrabromobiphenyl	40088-45-7
		Pentabromobiphenyl	56307-79-0
		Hexabromobiphenyl	59080-40-9
		hexabromo-1,1-biphenyl	36355-01-8
		Firemaster FF-1	67774-32-7
		Heptabromobiphenyl	35194-78-6
		Octabromobiphenyl	61288-13-9
		Nonabromobiphenyl	27753-52-2
1-38	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	Decabromobiphenyl	13654-09-6
		Bromodiphenyl ether	101-55-3
		Dibromodiphenyl ethers	2050-47-7
		Tribromodiphenyl ether	49690-94-0
		Tetrabromodiphenyl ethers	40088-47-9
		Hexabromodiphenyl ether	36483-60-0
		Heptabromodiphenylether	68928-80-3
		Nonabromodiphenylether	63936-56-1
		Decabromodiphenyl ether	1163-19-5
		Pentabromodiphenyl ether	32534-81-9
1-40	ポリ塩化ナフタレン類（PCN 類）(Cl : 1 以上)	Octabromodiphenyl ether	32536-52-0
		Naphthalene, chloro derivatives	70776-03-3
		1-Chloronaphthalene	90-13-1
		2-Chloronaphthalene	91-58-7
		1,5-Dichloronaphthalene	1825-30-5
		1,4-Dichloronaphthalene	1825-31-6
		1,2-Dichloronaphthalene	2050-69-3
		1,6-Dichloronaphthalene	2050-72-8

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-40	ポリ塩化ナフテン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,7-Dichloronaphthalene	2050-73-9
		1,8-Dichloronaphthalene	2050-74-0
		2,3-Dichloronaphthalene	2050-75-1
		2,6-Dichloronaphthalene	2065-70-5
		1,3-Dichloronaphthalene	2198-75-6
		2,7-Dichloronaphthalene	2198-77-8
		Chloronaphthalene	25586-43-0
		Dichloronaphthalene	28699-88-9
		Pentachloronaphthalene	1321-64-8
		Trichloronaphthalene	1321-65-9
		Hexachloronaphthalene	1335-87-1
		Tetrachloronaphthalene	1335-88-2
		Perchloronaphthalene	2234-13-1
		1,4,6-Trichloronaphthalene	2437-54-9
		1,4,5-Trichloronaphthalene	2437-55-0
		1,4,5,8-Tetrachloronaphthalene	3432-57-3
		1,2,4,8-Tetrachloronaphthalene	6529-87-9
		1,2,4,5-Tetrachloronaphthalene	6733-54-6
		1,2,3,6,7,8-Hexachloronaphthalene	17062-87-2
		1,2,3,4-Tetrachloronaphthalene	20020-02-4
		1,3,5,8-Tetrachloronaphthalene	31604-28-1
		Heptachloronaphthalene	32241-08-0
		2,3,6,7-Tetrachloronaphthalene	34588-40-4
		1,2,4-Trichloronaphthalene	50402-51-2
		1,2,3-Trichloronaphthalene	50402-52-3
		1,3,5-Trichloronaphthalene	51570-43-5
		1,2,6-Trichloronaphthalene	51570-44-6
		1,2,4,6-Tetrachloronaphthalene	51570-45-7
		1,2,3,5-Tetrachloronaphthalene	53555-63-8
		1,3,5,7-Tetrachloronaphthalene	53555-64-9
		1,2,3,5,7-Pentachloronaphthalene	53555-65-0
		1,2,5-Trichloronaphthalene	55720-33-7
		1,2,7-Trichloronaphthalene	55720-34-8
		1,2,8-Trichloronaphthalene	55720-35-9
		1,3,6-Trichloronaphthalene	55720-36-0
		1,3,7-Trichloronaphthalene	55720-37-1
		1,3,8-Trichloronaphthalene	55720-38-2
		1,6,7-Trichloronaphthalene	55720-39-3
		2,3,6-Trichloronaphthalene	55720-40-6
		1,2,3,7-Tetrachloronaphthalene	55720-41-7
		1,3,6,7-Tetrachloronaphthalene	55720-42-8
		1,4,6,7-Tetrachloronaphthalene	55720-43-9
		1,2,3,4,5,6,7-Heptachloronaphthalene	58863-14-2
		1,2,3,4,5,6,8-Heptachloronaphthalene	58863-15-3
		1,2,3,4,5,6-Hexachloronaphthalene	58877-88-6
		1,2,4,7-Tetrachloronaphthalene	67922-21-8

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-40	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,5,6-Tetrachloronaphthalene	67922-22-9
		1,2,5,7-Tetrachloronaphthalene	67922-23-0
		1,2,6,8-Tetrachloronaphthalene	67922-24-1
		1,2,3,4,5-Pentachloronaphthalene	67922-25-2
		1,2,3,4,6-Pentachloronaphthalene	67922-26-3
		1,2,3,4,5,7-Hexachloronaphthalene	67922-27-4
		1,2,4,5,6,8-Hexachloronaphthalene	90948-28-0
		1,2,4,5,7,8-Hexachloronaphthalene	103426-92-2
		1,2,3,4,5,8-Hexachloronaphthalene	103426-93-3
		1,2,3,5,7,8-Hexachloronaphthalene	103426-94-4
		1,2,3,5,6,8-Hexachloronaphthalene	103426-95-5
		1,2,3,4,6,7-Hexachloronaphthalene	103426-96-6
		1,2,3,5,6,7-Hexachloronaphthalene	103426-97-7
		1,2,3,6-Tetrachloronaphthalene	149864-78-8
		1,2,6,7-Tetrachloronaphthalene	149864-79-9
		1,2,5,8-Tetrachloronaphthalene	149864-80-2
		1,2,3,8-Tetrachloronaphthalene	149864-81-3
		1,2,7,8-Tetrachloronaphthalene	149864-82-4
		1,2,3,7,8-Pentachloronaphthalene	150205-21-3
		1,3,6,8-Tetrachloronaphthalene	150224-15-0
		1,2,3,6,7-Pentachloronaphthalene	150224-16-1
		1,2,4,6,7-Pentachloronaphthalene	150224-17-2
		1,2,3,5,6-Pentachloronaphthalene	150224-18-3
		1,2,4,5,7-Pentachloronaphthalene	150224-19-4
		1,2,4,5,6-Pentachloronaphthalene	150224-20-7
		1,2,4,7,8-Pentachloronaphthalene	150224-21-8
		1,2,4,6,8-Pentachloronaphthalene	150224-22-9
		1,2,3,6,8-Pentachloronaphthalene	150224-23-0
		1,2,3,5,8-Pentachloronaphthalene	150224-24-1
		1,2,4,5,8-Pentachloronaphthalene	150224-25-2
1-41	アスベスト類	Asbestos	1332-21-4
		Actinolite	77536-66-4
		Amosite (Grunerite)	12172-73-5
		Anthophyllite	77536-67-5
		Chrysotile	12001-29-5
		Crocidolite	12001-28-4
		Tremolite	77536-68-6
1-42	オゾン層破壊物質	Trichlorofluoromethane (CFC-11)	75-69-4
		Dichlorodifluoromethane (CFC-12)	75-71-8
		Chlorotrifluoromethane (CFC-13)	75-72-9
		Pentachlorofluoroethane (CFC-111)	354-56-3
		1,1,2,2-Tetrachloro-1,2-difluoroethane (CFC-112)	76-12-0
		1,1,1,2-Tetrachloro-2,2-difluoroethane (CFC-112a)	76-11-9
		1,1,2-Trichloro-1,2,2 trifluoroethane (CFC-113)	76-13-1
		1,1,1-Trichloro-2,2,2 trifluoroethane (CFC-113a)	354-58-5
		Dichlorotetrafluoroethane (CFC-114)	76-14-2
		Monochloropentafluoroethane (CFC-115)	76-15-3

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-42	オゾン層破壊物質	1,1,1,2,2,3,3-Heptachloro-3-fluoropropane (CFC-211aa)	422-78-6
		Heptachlorofluoropropane (CFC-211)	135401-87-5
		1,1,1,2,3,3,3-Heptachloro-2-fluoropropane (CFC-211)	422-81-1
		Hexachlorodifluoropropane (CFC-212)	3182-26-1
		Pentachlorotrifluoropropane (CFC-213)	2354-06-5
		Pentachlorotrifluoropropane (CFC-213)	134237-31-3
		Tetrachlorotetrafluoropropane (CFC-214)	29255-31-0
		1,1,1,3-Tetrachloro-2,2,3,3-tetrafluoropropane (CFC-214cb)	2268-46-4
		1,2,2,3-Tetrachloro-1,1,3,3-tetrafluoropropane (CFC-214aa)	-
		1,2,2-Trichloropentafluoropropane (CFC-215aa)	1599-41-3
		1,2,3-Trichloropentafluoropropane (CFC-215ba)	76-17-5
		1,1,2-Trichloropentafluoropropane (CFC-215bb)	-
		1,1,3-Trichloropentafluoropropane (CFC-215ca)	-
		1,1,1-Trichloropentafluoropropane (CFC-215cb)	4259-43-2
		Dichlorohexafluoropropane (CFC-216)	661-97-2
		Chloroheptafluoropropane (CFC-217)	422-86-6
		Bromochloromethane (Halon-1011)	74-97-5
		Dibromodifluoromethane (Halon-1202)	75-61-6
		Bromochlorodifluoromethane (Halon-1211)	353-59-3
		Bromotrifluoromethane (Halon-1301)	75-63-8
		Dibromotetrafluoroethane (Halon-2402)	124-73-2
		Tetrachloromethane (carbon tetrachloride)	56-23-5
		1,1,1-Trichloroethane (methylchloroform)	71-55-6
		Bromomethane (methyl bromide)	74-83-9
		Bromoethane (ethyl bromide)	74-96-4
		Trifluoriodomethane (trifluoromethyl iodide)	2314-97-8
		Chloromethane (methyl chloride)	74-87-3
		Dibromofluoromethane (HBFC-21 B2)	1868-53-7
		Bromodifluoromethane (HBFC-22 B1)	1511-62-2
		Bromofluoromethane (HBFC-31 B1)	373-52-4
		Tetrabromofluoroethane (HBFC-121 B4)	306-80-9
		Tribromodifluoroethane (HBFC-122 B3)	-
		Dibromotrifluoroethane (HBFC-123 B2)	354-04-1
		Bromotetrafluoroethane (HBFC-124 B1)	124-72-1
		Tribromofluoroethane (HBFC-131 B3)	-
		Dibromodifluoroethane (HBFC-132 B2)	75-82-1
		Bromotrifluoroethane (HBFC-133 B1)	421-06-7
		Dibromofluoroethane (HBFC-141 B2)	358-97-4
		Bromodifluoroethane (HBFC-142 B1)	420-47-3
		Bromofluoroethane (HBFC-151 B1)	762-49-2
		Hexabromofluoropropane (HBFC-221 B6)	-
		Pentabromodifluoropropane (HBFC-222 B5)	-
		Tetrabromotrifluoropropane (HBFC-223 B4)	-
		Tribromotetrafluoropropane (HBFC-224 B3)	-

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-42	オゾン層破壊物質	Dibromopentafluoropropane (HBFC-225 B2)	431-78-7
		Bromohexafluoropropane (HBFC-226 B1)	2252-78-0
		Pentabromofluoropropane (HBFC-231 B5)	-
		Tetrabromodifluoropropane (HBFC-232 B4)	-
		Tribromotrifluoropropane (HBFC-233 B3)	-
		Dibromotetrafluoropropane (HBFC-234 B2)	-
		Bromopentafluoropropane (HBFC-235 B1)	460-88-8
		Tetrabromofluoropropane (HBFC-241 B4)	-
		Tribromodifluoropropane (HBFC-242 B3)	70192-80-2
		Dibromotrifluoropropane (HBFC-243 B2)	431-21-0
		Bromotetrafluoropropane (HBFC-244 B1)	679-84-5
		Tribromofluoropropane (HBFC-251 B3)	75372-14-4
		Dibromodifluoropropane (HBFC-252 B2)	460-25-3
		Bromotrifluoropropane (HBFC-253 B1)	421-46-5
		Dibromofluoropropane (HBFC-261 B2)	51584-26-0
		Bromodifluoropropane (HBFC-262 B1)	-
		Bromofluoropropane (HBFC-271 B1)	1871-72-3
		Dichlorofluoromethane (HCFC-21)	75-43-4
		Chlorodifluoromethane (HCFC-22)	75-45-6
		Chlorofluoromethane (HCFC-31)	593-70-4
		Tetrachlorofluoroethane (HCFC-121)	134237-32-4
		Tetrachlorofluoroethane (HCFC-121)	354-14-3
		1,1,1,2-Tetrachloro-2-fluoroethane (HCFC-121a)	354-11-0
		Trichlorodifluoroethane (HCFC-122)	41834-16-6
		1,2,2-Trichloro-1,1-difluoroethane (HCFC-122)	354-21-2
		1,1,2-Trichloro-1,2-difluoroethane (HCFC-122a)	354-15-4
		1,1,1-Trichloro-2,2-difluoroethane (HCFC-122b)	354-12-1
		Dichlorotrifluoroethane (HCFC-123)	34077-87-7
		1,1-Dichloro-2,2,2-trifluoroethane (HCFC-123)	306-83-2
		1,2-Dichloro-1,1,2-trifluoroethane (HCFC-123a)	354-23-4
		1,2-Dichloro-1,1,2-trifluoroethane	90454-18-5
		1,1-Dichloro-1,2,2-trifluoroethane (HCFC-123b)	812-04-4
		Chlorotetrafluoroethane (HCFC-124)	63938-10-3
		2-chloro-1,1,1,2-tetrafluoroethane (HCFC-124)	2837-89-0
		1-chloro-1,1,2,2-tetrafluoroethane (HCFC-124a)	354-25-6
		Trichlorofluoroethane (HCFC-131)	27154-33-2
		1,1,2-Trichloro-2-fluoroethane (HCFC-131)	134237-34-6
		1,1,2-Trichloro-2-fluoroethane (HCFC-131)	359-28-4
		1,1,2-Trichloro-1-fluoroethane (HCFC131a)	811-95-0
		1,1,1-Trichloro-2-fluoroethane (HCFC-131b)	2366-36-1
		Dichlorodifluoroethane (HCFC-132)	25915-78-0
		1,2-Dichloro-1,2-difluoroethane (HCFC-132)	431-06-1
		1,1-Dichloro-2,2-difluoroethane (HCFC-132a)	471-43-2
		1,2-Dichloro-1,1-difluoroethane (HCFC-132b)	1649-08-7
		1,1-Dichloro-1,2-difluoroethane (HFCF-132c)	1842-05-3
		Chlorotrifluoroethane (HCFC-133)	1330-45-6
		1-Chloro-1,2,2-trifluoroethane (HCFC-133)	431-07-2
		2-Chloro-1,1,1-trifluoroethane (HCFC-133a)	75-88-7

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-42	オゾン層破壊物質	1-Chloro-1,1,2-trifluoroethane (HCFC-133b)	421-04-5
		1,1-Dichloro-1-fluoroethane HCFC-141b	1717-00-6
		1,1-Dichloro-2-fluoroethane (HCFC-141)	25167-88-8
		1,2-Dichloro-1-fluoroethane (HCFC-141)	430-57-9
		1,1-Dichloro-2-fluoroethane (HCFC-141a)	430-53-5
		Chlorodifluoroethane (HCFC-142)	25497-29-4
		2-Chloro-1,1-Difluoroethane (HCFC-142)	338-65-8
		1-Chloro-1,1-difluoroethane (HCFC-142b)	75-68-3
		1-Chloro-1,2-difluoroethane (HCFC-142a)	338-64-7
		Chlorofluoroethane (HCFC-151)	110587-14-9
		1-Chloro-2-fluoroethane (HCFC-151)	762-50-5
		1-Chloro-1-fluoroethane (HCFC-151a)	1615-75-4
		Hexachlorofluoropropane (HCFC-221)	134237-35-7
		Hexachlorofluoropropane (HCFC-221)	29470-94-8
		1,1,1,2,2,3-Hexachloro-3-fluoropropane (HCFC-221)	422-26-4
		Pentachlorodifluoropropane (HCFC-222)	134237-36-8
		1,1,1,3,3-pentachloro-2,2-difluoropropane (HCFC-222)	422-49-1
		1,2,2,3,3-pentachloro-1,1-difluoropropane (HCFC-222aa)	422-30-0
		1,1,3,3-Tetrachloro-1,2,2-trifluoropropane (HCFC-223)	134237-37-9
		1,1,3,3-Tetrachloro-1,2,2-trifluoropropane (HCFC-223)	422-52-6
		1,1,1,3-Tetrachloro-2,2,3-trifluoropropane (HCFC-223cb)	422-50-4
		1,3,3-Trichloro-1,1,2,2-tetrafluoropropane (HCFC-224ca)	134237-38-0
		1,3,3-Trichloro-1,1,2,2-tetrafluoropropane (HCFC-224ca)	422-54-8
		1,1,3-Trichloro-1,2,2,3-tetrafluoropropane (HCFC-224cb)	422-53-7
		1,1,1-Trichloro-2,2,3,3-tetrafluoropropane (HCFC-224cc)	422-51-5
		Dichloropentafluoropropane (HCFC-225)	127564-92-5
		2,2-Dichloro-1,1,1,3,3-pentafluoropropane (HCFC-225aa)	128903-21-9
		2,3-Dichloro-1,1,1,2,3-pentafluoropropane (HCFC-225ba)	422-48-0
		1,2-Dichloro-1,1,2,3,3-pentafluoropropane (HCFC-225bb)	422-44-6
		3,3-Dichloro-1,1,1,2,2-pentafluoropropane (HCFC-225ca)	422-56-0
		1,3-Dichloro-1,1,2,2,3-pentafluoropropane (HCFC-225cb)	507-55-1
		1,1-Dichloro-1,2,2,3,3-pentafluoropropane (HCFC-225cc)	13474-88-9
		1,2-Dichloro-1,1,3,3,3-pentafluoropropane (HCFC-225da)	431-86-7
		1,3-Dichloro-1,1,2,3,3-pentafluoropropane (HCFC-225ea)	136013-79-1
		1,1-Dichloro-1,2,3,3,3-pentafluoropropane (HCFC-225eb)	111512-56-2
		2-Chloro-1,1,1,3,3,3-hexafluoro-propane (HCFC-226da)	134308-72-8
		2-Chloro-1,1,1,3,3,3-hexafluoro-propane (HCFC-226da)	431-87-8
		Pentachlorofluoropropane (HCFC-231)	134190-48-0
		1,1,1,2,3-pentachloro-2-fluoro-propane (HCFC-231bb)	421-94-3
		Tetrachlorodifluoropropane (HCFC-232)	134237-39-1
		1,1,1,3-Tetrachloro-3,3-difluoropropane (HCFC-232)	460-89-9
		Trichlorotrifluoropropane (HCFC-233)	134237-40-4
		1,1,1-Trichloro-3,3,3-trifluoropropane (HCFC-233ab)	7125-83-9
		Dichlorotetrafluoropropane (HCFC-234)	127564-83-4
		1,2-Dichloro-1,2,3,3-tetrafluoropropane (HCFC-234ba)	425-94-5
		Chloropentafluoropropane (HCFC-235)	134237-41-5
		1-Chloro-1,1,3,3,3-pentafluoropropane (HCFC-235fa)	460-92-4
		Tetrachlorofluoropropane (HCFC-241)	134190-49-1

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-42	オゾン層破壊物質	1,1,2,3-Tetrachloro-1-fluoropropane (HCFC-241db)	666-27-3
		Trichlorodifluoropropane (HCFC-242)	134237-42-6
		1,3,3-Trichloro-1,1-difluoropropane (HCFC-242fa)	460-63-9
		Dichlorotrifluoropropane (HCFC-243)	134237-43-7
		1,1-Dichloro-1,2,2-trifluoropropane (HCFC-243cc)	7125-99-7
		2,3-Dichloro-1,1,1-trifluoropropane (HCFC-243db)	338-75-0
		3,3-Dichloro-1,1,1-trifluoropropane (HCFC-243fa)	460-69-5
		Chlorotetrafluoropropane (HCFC-244)	134190-50-4
		3-Chloro-1,1,2,2-tetrafluoropropane (HCFC-244ca)	679-85-6
		1-Chloro-1,1,2,2-tetrafluoropropane (HCFC-244cc)	421-75-0
		Trichlorofluoropropane (HCFC-251)	134190-51-5
		1,1,3-Trichloro-1-fluoropropane (HCFC-251fb)	818-99-5
		1,1,2-Trichloro-1-fluoropropane (HCFC-251dc)	421-41-0
		Dichlorodifluoropropane (HCFC-252)	134190-52-6
		1,3-Dichloro-1,1-difluoropropane (HCFC-252fc)	819-00-1
		Chlorotrifluoropropane (HCFC-253)	134237-44-8
		3-Chloro-1,1,1-trifluoropropane (HCFC-253fb)	460-35-5
		Dichlorofluoropropane (HCFC-261)	134237-45-9
		1,1-Dichloro-1-fluoropropane (HCFC-261fc)	7799-56-6
		1,2-Dichloro-2-fluoro-propane (HCFC-261ba)	420-97-3
		Chlorodifluoropropane (HCFC-262)	134190-53-7
		1-Chloro-2,2-difluoropropane (HCFC-262ca)	420-99-5
		2-Chloro-1,3-difluoropropane (HCFC-262da)	102738-79-4
		1-Chloro-1,1-difluoropropane (HCFC-262fc)	421-02-3
		Chlorofluoropropane (HCFC-271)	134190-54-8
		2-Chloro-2-fluoropropane (HCFC-271ba)	420-44-0
		1-Chloro-1-fluoropropane (HCFC-271fb)	430-55-7
1-44	短鎖型塩化パラフィン類（炭素数 10～13）	Alkanes, C10-13, chloro	85535-84-8
		Alkanes, C10-12, chloro	108171-26-2
		Alkanes, C12-13, chloro	71011-12-6
		Alkanes, chloro	61788-76-9
		Other Short Chain Chlorinated Paraffins	-
1-45	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) とその塩	1-Octanesulfonic acid, 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-heptadecafluoro	1763-23-1
		1-Octanesulfonic acid, 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-heptadecafluoro-,potassium salt	2795-39-3
		1-Octanesulfonic acid, 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-heptadecafluoro-, ammonium salt	29081-56-9
1-46	PFOS 関連化合物	2-Propenoic acid, 2-methyl-, dodecyl ester, polymers with 2-[methyl[(perfluoro-C4-8-alkyl)-sulfonyl]amino]ethyl acrylate and vinylidene chloride	306975-62-2
		Glycine, N-ethyl-N-[(heptadecafluorooctyl)sulfonyl]-, potassium salt	2991-51-7

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-47	ニッケルおよびその化合	Nickel	7440-02-0
		Nickel (II) oxide	1313-99-1
		Nickel (II) chloride	7718-54-9
		Nickel (II) chloride, hexahydrate	7791-20-0
		Nickel(II) sulfate	7786-81-4
		Nickel(II) sulfate, hexahydrate	10101-97-0
		Nickel(II) sulfate, heptahydrate	10101-98-1
		Antimony nickel titanium oxide yellow	8007-18-9
		Nickel niobium titanium yellow rutile	68611-43-8
		Cobalt titanate green spinel	68186-85-6
1-49	カドミウムおよびその化合物	Cadmium	7440-43-9
		Cadmium oxide	1306-19-0
		Cadmium sulfide	1306-23-6
1-50	六価クロム化合物	Barium chromate	10294-40-3
		Calcium chromate	13765-19-0
		Strontium chromate	7789-06-2
		Zinc chromate	13530-65-9
1-51	鉛およびその化合	Lead	7439-92-1
		Lead (II) sulfate	7446-14-2
		Lead (II) carbonate	598-63-0
		Trilead bis(carbonate) dihydroxide	1319-46-6
		Lead (II) acetate, trihydrate	6080-56-4
		Lead selenide	12069-00-0
		Lead (IV) oxide	1309-60-0
		Lead (II,IV) oxide	1314-41-6
		Lead (II) sulfide	1314-87-0
		Lead (II) phosphate	7446-27-7
		Lead (II) titanate	12060-00-3
		Lead sulfate, sulphuric acid, lead salt	15739-80-7
		Lead sulphate, tribasic	12202-17-4
		Lead stearate	1072-35-1
		Lead (II) chromate	7758-97-6
		Lead chromate molybdate sulphate red	12656-85-8
		Lead sulfochromate yellow	1344-37-2
1-54	水銀およびその化合	Mercury	7439-97-6
		Mercuric, chloro(cyclohexylmethyl)-	33631-63-9
		Mercury (II) chloride	7487-94-7
		Mercuric sulfate	7783-35-9
		Mercuric nitrate	10045-94-0
		Mercuric (II) oxide	21908-53-2
		Mercuric sulfide	1344-48-5
1-58	三置換有機スズ化合	Triphenyltin-N, N-dimethyldithiocarbamate	1803-12-9
		Triphenyltinfluoride	379-52-2
		Triphenyltinacetate	900-95-8
		Triphenyltinchloride	639-58-7
		Triphenyltinhydroxide	76-87-9

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-58	三置換有機スズ化合物	Triphenyltin fattyacid((9-11)salt)	18380-71-7 18380-72-8 47672-31-1 94850-90-5
		Triphenyltinchloroacetate	7094-94-2
		Tributyltinmethacrylate	2155-70-6
		Bis(tributyltin)fumalate	6454-35-9
		Tributyltinfluoride	1983-10-4
		Bis(tributyltin)2,3-dibromosuccinate	31732-71-5
		Tributyltinacetate	56-36-0
		Tributyltinlaurate	3090-36-6
		Bis(tributyltin)phthalate	4782-29-0
		Copolymer of alkyl(c=8) acrylate,methyl methacrylate and tributyltin methacrylate	67772-01-4
		Tributyltinsulfamate	6517-25-5
		Tributyltinacetate	56-36-0
		Bis(tributyltin)maleate	14275-57-1
		Tributyltinchloride	1461-22-9 7342-38-3
		Tributyltin cyclopentane carbonate=mixture	85409-17-2
		Tributyltin-1, 2,3,4,4a, 4b, 5,6,10,10a-decahydro-7-isopropyl-1, 4a-dimethyl-1-phenanthrenecarboxylatemix	26239-64-5
		Other tri-substituted organostannic compounds	-
1-59	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	Diocetyl Tin Oxide	870-08-6
		Diocetyl tin dilaurate	3648-18-8
		Other Diocetyl tin compounds	-
1-60	ジブチルスズ化合物 (DBT)	Dibutyltin oxide	818-08-6
		Dibutyltin diacetate	1067-33-0
		Dibutyltin dilaurate	77-58-7
		Dibutyltin maleate	78-04-6
		Other dibutyltin compounds	-
1-67	ビスフェノール類	4,4-isopropylidenediphenol (ビスフェノール A)	80-05-7
		4,4'-sulphonyldiphenol (ビスフェノール S)	80-09-1
		4,4'-(1-methylpropylidene)bisphenol (ビスフェノール B)	77-40-7
		2,2'-methylenediphenol (ビスフェノール F)	2467-02-9
		4,4'-methylenediphenol (ビスフェノール F)	620-92-8
		4,4'-[2,2,2-Trifluoro-1-(trifluoromethyl)ethylidene] bisphenol (ビスフェノール AF)	1478-61-1
		2,2',6,6'-Tetrabromo-4,4'-isopropylidenediphenol (テトラブロモビスフェノール A; TBBPA)	79-94-7
		4,4'-sulphonylbis[2,6-dibromophenol] (テトラブロモビスフェノール S; TBBPS)	39635-79-5
		4,4'-isobutylethylidenediphenol	6807-17-6
		4,4'-Methylenebis(2,6-dimethylphenol) (テトラメチルビスフェノール F; TMBPF)	5384-21-4

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-68	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩	Pentadecafluorooctanoic acid	335-67-1
		Ammonium pentadecafluorooctanoate	3825-26-1
		Sodium pentadecafluorooctanoate	335-95-5
		Potassium pentadecafluorooctanoate	2395-00-8
		Silver pentadecafluorooctanoate	335-93-3
1-69	PFOA 関連化合	Pentadecafluorooctanoic acid	335-67-1
		Ammonium pentadecafluorooctanoate	3825-26-1
		Sodium pentadecafluorooctanoate	335-95-5
		Potassium pentadecafluorooctanoate	2395-00-8
		1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,10,10,11,11,12,12-Pentacosafuoro-14-iodotetradecane	30046-31-2
		3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-Pentacosafuorotetradecan-1-ol	39239-77-5
		3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,15,15,16,16,16-Nonacosafuorohexadecan-1-ol	60699-51-6
		1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14-Nonacosafuoro-16-iodohexadecane	65510-55-6
		Silver pentadecafluorooctanoate	335-93-3
		Pentadecafluorooctanoyl fluoride	335-66-0
		Methyl pentadecafluorooctanoate	376-27-2
		Ethyl pentadecafluorooctanoate	3108-24-5
		Perfluorooctyl iodide	507-63-1
		Tetrahydroperfluoro-1-decanol	678-39-7
		Perfluoro-1-dodecanol	865-86-1
		Perfluorodecyl iodide	2043-53-0
		1,1,2,2-Tetrahydroperfluorododecyl iodide	2043-54-1
		Perfluorodecylethyl acrylate	17741-60-5
		1,1,2,2-Tetrahydroperfluorodecyl acrylate	27905-45-9
1-73	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	Trifluoromethane (HFC-23)	75-46-7
		Difluoromethane (HFC-32)	75-10-5
		Methyl fluoride (HFC-41)	593-53-3
		Pentafluoroethane (HFC-125)	354-33-6
		1,1,2,2-Tetrafluoroethane (HFC-134)	359-35-3
		1,1,1,2-Tetrafluoroethane (HFC-134a)	811-97-2
		1,1,2-Trifluoroethane (HFC-143)	430-66-0
		1,1,1-Trifluoroethane (HFC-143a)	420-46-2
		1,2-difluoroethane (HFC-152)	624-72-6
		1,1-Difluoroethane (HFC-152a)	75-37-6
		Fluoroethane (HFC-161)	353-36-6
		2H-Heptafluoropropane (HFC-227ea)	431-89-0
		1,1,1,2,2,3-Hexafluoro-propane (HFC-236cb)	677-56-5
		1,1,1,2,3,3-Hexafluoropropane (HFC-236ea)	431-63-0
		1,1,1,3,3,3-Hexafluoropropane (HFC-236fa)	690-39-1
		1,1,2,2,3-Pentafluoropropane (HFC-245ca)	679-86-7

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-73	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF ₆ , HFCs)類	1,1,1,3,3-Pentafluoropropane (HFC-245fa)	460-73-1
		1,1,1,3,3-Pentafluorobutane (HFC-365mfc)	406-58-6
		2H,3H-Decafluoropentane (HFC-43-10mee)	138495-42-8
		Tetrafluoromethane (Carbon tetrafluoride, (PFC-14))	75-73-0
		Hexafluoroethane (PFC-116)	76-16-4
		Octafluoropropane (PFC-218)	76-19-7
		Decafluorobutane (PFC-3-1-10)	355-25-9
		Dodecafluoropentane (PFC-4-1-12)	678-26-2
		Tetradecafluorohexane (PFC-5-1-14)	355-42-0
		Octafluorocyclobutane (PFC-c-318)	115-25-3
		Sulfur Hexafluoride (SF ₆)	2551-62-4
1-74	パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩	Perfluorohexane-1-sulphonic acid	355-46-4
		Ammonium perfluorohexane-1-sulphonate	68259-08-5
		Potassium perfluorohexane-1-sulphonate	3871-99-6
1-75	PFHxS 関連化合物	Perfluorohexane sulfonyl fluoride	423-50-7
		Perfluorohexane sulfonamide	41997-13-1
1-76	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs) とその塩	Perfluorononan-1-oic acid	375-95-1
		Nonadecafluorodecanoic acid	335-76-2
		Henicosafuoroundecanoic acid	2058-94-8
		Tricosafuorododecanoic acid	307-55-1
		Pentacosafuorotridecanoic acid	72629-94-8
		Heptacosafuorotetradecanoic acid	376-06-7
		Ammonium salt of perfluorononan-1-oic-acid	4149-60-4
		Sodium salt of perfluorononan-1-oic-acid	21049-39-8
		Decanoic acid, nonadecafluoro-, sodium salt	3830-45-3
		Ammonium nonadecafluorodecanoate	3108-42-7
1-77	C9-C14 PFCA 関連物質	Dodecane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,12- pentacosafuoro-12-iodo-	307-60-8
		2-Propenoic acid, 2-methyl-, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,12-henicosafuorododecyl ester	2144-54-9
		Dodecanoyl fluoride, 2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,12,12,12-docosafuoro-11-(trifluoromethyl)-	15811-52-6
1-82	長鎖パーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs)とその塩	Perfluorononan-1-oic acid	375-95-1
		Nonadecafluorodecanoic acid	335-76-2
		Henicosafuoroundecanoic acid	2058-94-8
		Tricosafuorododecanoic acid	307-55-1
		Pentacosafuorotridecanoic acid	72629-94-8
		Heptacosafuorotetradecanoic acid	376-06-7
		Perfluoropentadecanoic acid	141074-63-7
		Perfluorohexadecanoic acid	67905-19-5
		Perfluoroheptadecanoic acid	57475-95-3
		Perfluorooctadecanoic acid	16517-11-6
		Perfluorononadecanoic acid	133921-38-7
		Perfluoroeicosanoic acid	68310-12-3
		Ammonium salt of perfluorononan-1-oic-acid	4149-60-4

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-82	長鎖パーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs)とその塩	Sodium salt of perfluorononan-1-oic-acid	21049-39-8
		Decanoic acid, nonadecafluoro-, sodium salt	3830-45-3
		Ammonium nonadecafluorodecanoate	3108-42-7
1-83	C9-C21 PFCA 関連化合物	2-(Perfluorodecyl)ethyl acrylate	17741-60-5
		2-(Perfluorodecyl)ethanol	865-86-1
		2-(Perfluorododecyl)ethanol	39239-77-5
		Dodecane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-pentacosafuoro-12-iodo-	307-60-8
		2-Propenoic acid, 2-methyl-, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,12-heneicosafuorododecyl ester	2144-54-9
		Dodecanoyl fluoride, 2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,12,12,12-docosafluoro-11-(trifluoromethyl)-	15811-52-6
1-84	パーフルオロヘキサン酸 (PFHxA) とその塩	Undecafluorohexanoic acid	307-24-4
		Ammonium undecafluorohexanoate	21615-47-4
		Sodium undecafluorohexanoate	2923-26-4
1-85	PFHxA 関連物質	Chlorodimethyl(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-tridecafluorooctyl)silane	102488-47-1
		4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,9-tridecafluorononyl methacrylate	1228350-17-1
		Triethoxy[5,5,6,6,7,7,7-heptafluoro-4,4bis(trifluoromethyl)heptyl]silane	130676-81-2
		1-(Perfluorohexyl)octane	133331-77-8
		4,4,5,5,6,6,7,7,7-Octafluoro-2-hydroxy-6-(trifluoromethyl)heptyl methacrylate	16083-79-7
		tris(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-tridecafluorooctyl)stannane	175354-32-2
		Tris[4-(tridecafluorohexyl)phenyl]phosphine	193197-68-1
		3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-tridecafluorooctyl methacrylate	2144-53-8
		3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-tridecafluorooct-1-ene	25291-17-2
		Methyl Perfluoroamyl Ketone	2708-07-8
		2H,2H,3H,3H-Perfluorononanoic acid	27854-30-4
		Bis(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-tridecafluorooctyl)tin oxide	324063-66-3
		4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,9-Tridecafluorononyl iodide	34451-26-8
		1H,1H-Undecafluorohexylamine	355-34-0
		4-(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-Tridecafluorooctyl)benzyl alcohol	356055-76-0
		2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,7-tridecafluoroheptan-1-ol	375-82-6
		(2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,7-tridecafluoroheptyl)oxirane	38565-52-5
		Methyl Undecafluorohexanoate	424-18-0
		(7E)-7H,8H-Hexacosafuorotetradec-7-ene	51249-67-3
		Perfluoroheptanoyl chloride	52447-22-0
		N-[4-(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-Tridecafluorooctyl)benzyloxycarbonyloxy] succinimide	556050-48-7
		1-Octanol, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-tridecafluoro-, 1(dihydrogen phosphate)	57678-01-0
		sodium 2-methyl-2-({3-[(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-tridecafluorooctyl)thio]propanoyl}amino)propane-1-sulfonate	62880-93-7

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-85	PFHxA 関連物質	6:2 fluorotelomer unsaturated aldehyde	69534-12-9
		2-Hydroxy-N,N-dimethyl-3-sulfo-N-[3- [[[(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8- tridecafluorooctyl)sulfonyl]amino]propyl]-1- propanaminium, inner salt	76201-56-4
		N-[3-(dimethylamino)propyl]- 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8tridecafluorooctanesulphonamide N-oxide	80475-32-7
		1-(Perfluorohexyl)docosane	825651-73-8
		4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,9-Tridecafluorononyl azide	852527-60-7
		3-perfluorohexyl-2-hydroxypropyl methacrylate	86994-47-0
		4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,9-Tridecafluorononyl iodide	89889-20-3
		N-Succinimidyl 4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,9- tridecafluorononanoate	932710-51-5
		2-Iodo-1-(perfluorohex-1-yl)octane	109574-84-7
1-86, 3-1	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Pentadecafluorooctanoic acid	335-67-1
		Perfluorooctylethyldimethylchlorosilane	74612-30-9
		Bis(perfluorooctyl)phosphinic acid	40143-79-1
		Perfluorooctanoic anhydride	33496-48-9
		1-bromohenicosafluorodecane	307-43-7
		Pentacosafuorotridecanoic acid	72629-94-8
		Tricosafuorododecanoic acid	307-55-1
		Henicosafluoroundecanoic acid	2058-94-8
		Perfluorononan-1-oic acid	375-95-1
		Heptacosafuorotetradecanoic acid	376-06-7
		Nonadecafluorodecanoic acid	335-76-2
		Pentadecanoic acid, nonacosafuoro-	141074-63-7
		Vinylidene fluoride-hexafluoropropylene polymer	9011-17-0
		Hexadecanoic acid, hentriacontafluoro-	67905-19-5
		Perfluoroheptadecanoic acid	57475-95-3
		Octadecanoic acid, pentatriacontafluoro-	16517-11-6
		Perfluorononadecanoic acid	133921-38-7
		Eicosanoic acid, nonatriacontafluoro-	68310-12-3
		Hexafluoroethane	76-16-4
		Octafluoropropane	76-19-7
		Octafluorocyclobutane	115-25-3
		Perfluoropolyalkyl Ether	60164-51-4
		Fluoroelastomers	64706-30-5
		Polytetrafluoroethylene	9002-84-0
		Polyvinylidene fluoride	24937-79-9
		Perfluoroethylene propylene copolymer	25067-11-2
		2-(Perfluorohexyl)ethane-1-sulfonic acid	27619-97-2
		Heptafluorobutyric acid	375-22-4
		Perfluorohexane	355-42-0
		Chlorotrifluoroethylene polymer	9002-83-9

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-86, 3-1	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Poly(ethylene-alt-chlorotrifluoroethylene)	25101-45-5
		Fluoroethylene-alkyl vinyl ether	146915-43-7
		Perfluoroindane	374-80-1
		Perfluorodecalin	306-94-5
		Perfluoroperhydrofluorene	307-08-4
		Perfluorotetradecahydrophenanthrene	306-91-2
		Perfluoroperhydrofluoranthene	662-28-2
		Perfluoroperhydrobenzyltetralin	116265-66-8
		Ethyl perfluoroisoalkyl ether	297730-93-9
		Methyl perfluoroisoalkyl ether	22052-84-2
		Ethyl perfluoroisobutyl ether	163702-06-5
1-88	中鎖塩素化パラフィン (MCCP)	Alkanes, C14-17, chloro	85535-85-9
		Alkanes, C14-16, chloro	1372804-76-6
1-89	ハロゲン系難燃剤	Perchloronaphthalene	2234-13-1
		Chloronaphthalene	25586-43-0
		Tris(1-chloro-2-propyl)phosphate	13674-84-5
		Tris(1,3-dichloro-2-propyl)phosphate	13674-87-8
		TBBA-epichlorhydrin oligomer	40039-93-8
		TBBA carbonate oligomer, 2,4,6-tribromo-phenol terminated	71342-77-3
		3,5,3',5'-Tetrabromo-bisphenol A (TBBPA)	79-94-7
		Decabromo-diphenyl-ethane	84852-53-9
		Brominated Bisphenol-A type epoxy resin	68928-70-1
		Benzene, ethenyl-, homopolymer, brominated	88497-56-7
		Potassium 1,1,2,2,3,3,4,4,4-nonafluorobutane-1-sulphonate	29420-49-3
		1,1,2,2,3,3,4,4,4-nonafluorobutane-1-sulphonyl fluoride	375-72-4
		1,1,2,2,3,3,4,4,4-nonafluorobutane-1-sulphonic acid	375-73-5
		Perfluoroheptanesulfonic acid	375-92-8
1-90	パーフルオロヘプタンスルホン酸 (PFHpS) とその塩	1-Heptanesulfonic acid, 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,7-pentadecafluoro-, lithium salt (1:1)	117806-54-9
		1-Heptanesulfonic acid, 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,7-pentadecafluoro-, sodium salt	21934-50-9
		Tetraethylammonium perfluoroheptane sulfonate	439863-97-5
		1-Heptanesulfonic acid, 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,7-pentadecafluoro-, potassium salt	60270-55-5
		1-Heptanesulfonic acid, 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,7-pentadecafluoro-, ammonium salt	68259-07-4
		Sodium perfluoroheptanesulfinate	68555-66-8
		1-Heptanesulfonic acid, 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,7-pentadecafluoro-, compound with 2,2'-iminobis[ethanol] (1:1)	70225-15-9
		triethylammonium perfluoroheptane sulfonate	72033-40-0

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
1-91	PFHpS 関連化合物	Perfluoroheptane-1-sulfinic acid	769067-51-8
		Perfluoroheptane sulfonamido acetic acid	1003194-00-0
		Bis(perfluoroheptanesulfonyl)imide	1040629-78-4
		n-(perfluoroheptylsulfonyl)-n-propylglycine potassium	123085-30-3
		Perfluoroheptane sulfonic anhydride	140429-92-1
		Perfluoroheptane sulfonamidoethanol	167398-54-1
		Lithium bis(perfluoroheptanesulfonyl)imide	1702283-75-7
		Perfluoroheptane sulfonamido amine oxide	178094-74-1
		[N-Methyl(perfluoroheptane-1-sulfonyl)amino]acetic acid	1910057-77-0
		perfluoroheptane sulfonamido (ethanol) betaine ethanol	2089109-02-2
1-92	パーフルオロノナンスルホン酸 (PFNS) とその塩	Perfluorononanesulfonic acid	68259-12-1
		Perfluorononanesulfonate potassium	29359-39-5
		1-Nonanesulfonic acid, 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,9-nonadecafluoro-, ammonium salt	17202-41-4
		1-Octanesulfonic acid, 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,8,8,8-hexadecafluoro-7-(trifluoromethyl)-	71500-44-2
		Sodium Perfluorononanesulfonate	98789-57-2
1-93	パーフルオロデカンスルホン酸 (PFDS) とその塩	Perfluorodecanesulfonic acid	335-77-3
		sodium perfluorodecanesulfonate	2806-15-7
		Potassium 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heneicosafuoro-1-decanesulfonate (1:1)	2806-16-8
		1-Decanesulfonic acid, 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heneicosafuoro-, ammonium salt	67906-42-7
1-94	PFNS 関連化合物および PFDS 関連化合物	Perfluorononane sulfonamido acetic acid	1003194-01-1
		perfluorononane sulfonamide	1818833-95-2
		3-[[[(perfluorononyl)sulfonyl]amino]-n,n,n-trimethyl-1-propanaminium bromide	329354-03-2
		1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,9-Nonadecafluoro-1-nonanesulfonyl fluoride	68259-06-3
		N-Trimethylammoniopropyl perfluorononane sulfonamide	736879-74-6
		N-hydroxyethylidimethylammoniopropyl perfluorodecanesulfonamide	142519-26-4
		Perfluorodecanesulfonamide	4262-70-8
		perfluorodecane sulfonic anhydride	51667-62-0
		n-ethyl-n-[2-(phosphonooxy)ethyl] perfluorodecanesulfonamide	61481-05-8
3-9	4,4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチリデン]ジフェノール (別名: ビスフェノール AF) とその塩	4,4'-[2,2,2-trifluoro-1- (trifluoromethyl)ethylidene]diphenol	1478-61-1
		benzyltriphenylphosphonium, salt with 4,4'- [2,2,2-trifluoro-1- (trifluoromethyl)ethylidene]bis[phenol] (1:1)	75768-65-9
		Phosphonium, tributyl(2-methoxypropyl)-, salt with 4,4'- [2,2,2-trifluoro-1-(trifluoromethyl)ethylidene]bis[phenol] (1:1)	126049-00-1
		benzyl(diethylamino)diphenylphosphonium 4-[1,1,1,3,3,3-hexafluoro-2-(4-hydroxyphenyl)propan-2-yl]phenolate	577705-90-9

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
3-9	4,4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチリデン]ジフェノール（別名：ビスフェノール AF）とその塩	Reaction mass of 4,4'-[2,2,2-trifluoro-1-(trifluoromethyl)ethylidene]diphenol and benzyl(diethylamino)diphenylphosphonium 4-[1,1,1,3,3,3-hexafluoro-2-(4-hydroxyphenyl)propan-2-yl]phenolate (1:1)	-
		Reaction mass of 4,4'-[2,2,2-trifluoro-1-(trifluoromethyl)ethylidene]diphenol and benzyltriphenylphosphonium, salt with 4,4'-[2,2,2-trifluoro-1-(trifluoromethyl)ethylidene]diphenol (1:1)	-
		disodium 4,4'-[2,2,2-trifluoro-1-(trifluoromethyl)ethylidene]diphenolate	-
		Reaction products of benzene, chlorine and sulfur chloride (S ₂ Cl ₂) with 4,4'-[2,2,2-trifluoro-1-(trifluoromethyl)ethylidene]diphenol	921213-47-0
		N,N-dibutyl-N-methylbutan-1-aminium 4-[1,1,1,3,3,3-hexafluoro-2-(4-hydroxyphenyl)propan-2-yl]phenolate	-
4-7, 4-8	臭素系難燃剤 (PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く)	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO 1043-4 code number FR(14) [Aliphatic/alicyclic brominated compounds]	-
		Brominated flame retardant which comes under notation of ISO 1043-4 code number FR(15) [Aliphatic/alicyclic brominated compounds in combination with antimony compounds]	-
		Brominated flame retardant which comes under notation of ISO 1043-4 code number FR(16) [Aromatic brominated compounds excluding brominated diphenyl ether and biphenyls]	-
		Brominated flame retardant which comes under notation of ISO 1043-4 code number FR(17) [Aromatic brominated compounds excluding brominated diphenyl ether and biphenyls] in combination with antimony compounds]	-
		Brominated flame retardant which comes under notation of ISO 1043-4 code number FR(22) [Aliphatic/alicyclic chlorinated and brominated compounds]	-
		Brominated flame retardant which comes under notation of ISO 1043-4 code number FR(42) [Brominated organic phosphorus compounds]	-
		Poly(2,6-dibromo-phenylene oxide)	69882-11-7
		Tetra-decabromo-diphenoxy-benzene	58965-66-5
		1,2-Bis(2,4,6-tribromo-phenoxy) ethane	37853-59-1
		3,5,3',5'-Tetrabromo-bisphenol A (TBBPA)	79-94-7

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
4-7, 4-8	臭素系難燃剤 (PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く)	TBBA, unspecified	30496-13-0
		TBBA-epichlorhydrin oligomer	40039-93-8
		TBBA-TBBA-diglycidyl-ether oligomer	70682-74-5
		TBBA carbonate oligomer	28906-13-0
		TBBA carbonate oligomer, phenoxy end capped	94334-64-2
		TBBA carbonate oligomer, 2,4,6-tribromo-phenol terminated	71342-77-3
		TBBA-bisphenol A-phosgene polymer	32844-27-2
		Brominated epoxy resin end-capped with tribromophenol	139638-58-7
		Brominated epoxy resin end-capped with tribromophenol	135229-48-0
		TBBA-(2,3-dibromo-propyl-ether)	21850-44-2
		TBBA bis-(2-hydroxy-ethyl-ether)	4162-45-2
		TBBA-bis-(allyl-ether)	25327-89-3
		TBBA-dimethyl-ether	37853-61-5
		Tetrabromo-bisphenol S	39635-79-5
		TBBS-bis-(2,3-dibromo-propyl-ether)	42757-55-1
		2,4-Dibromo-phenol	615-58-7
		2,4,6-tribromo-phenol	118-79-6
		Pentabromo-phenol	608-71-9
		2,4,6-Tribromo-phenyl-allyl-ether	3278-89-5
		Tribromo-phenyl-allyl-ether, unspecified	26762-91-4
		Bis(methyl)tetrabromo-phthalate	55481-60-2
		Bis(2-ethylhexyl)tetrabromo-phthalate	26040-51-7
		2-Hydroxy-propyl-2-(2-hydroxy-ethoxy)-ethyl-TBP	20566-35-2
		TBPA, glycol-and propylene-oxide esters	75790-69-1
		N,N'-Ethylene -bis-(tetrabromo-phthalimide)	32588-76-4
		Ethylene-bis(5,6-dibromo-norbornane-2,3-dicarboximide)	52907-07-0
		2,3-Dibromo-2-butene-1,4-diol	3234-02-4
		Dibromo-neopentyl-glycol	3296-90-0
		Dibromo-propanol	96-13-9
		Tribromo-neopentyl-alcohol	36483-57-5
		Poly tribromo-styrene	57137-10-7
		Tribromo-styrene	61368-34-1
		Dibromo-styrene grafted PP	171091-06-8
		Poly-dibromo-styrene	31780-26-4
		Bromo-/Chloro-paraffins	68955-41-9
		Bromo-/Chloro-alpha-olefin	82600-56-4
		Vinylbromide	593-60-2
		Tris-(2,3-dibromo-propyl)-isocyanurate	52434-90-9
		Tris(2,4-Dibromo-phenyl) phosphate	49690-63-3
		Tris(tribromo-neopentyl) phosphate	19186-97-1
		Chlorinated and brominated phosphate ester	125997-20-8
		Pentabromo-toluene	87-83-2

付表 C 化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
4-7, 4-8	臭素系難燃剤 (PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く)	Pentabromo-benzyl bromide	38521-51-6
		1,3-Butadiene homopolymer,brominated	68441-46-3
		Pentabromo-benzyl-acrylate, monomer	59447-55-1
		Pentabromo-benzyl-acrylate, polymer	59447-57-3
		Decabromo-diphenyl-ethane	84852-53-9
		Tribromo-bisphenyl-maleinimide	59789-51-4
		Octabromo-1,1,3-trimethyl-1-phenylindane (FR-1808)	155613-93-7
		Tetrabromo-cyclo-octane	31454-48-5
		1,2-Dibromo-4-(1,2 dibromo-ethyl)-cyclo-hexane	3322-93-8
		Tetrabromophthalic acid Na salt	25357-79-3
4-9	過塩素酸塩	Lithium Perchlorate	7791-03-9
		Ammonium perchlorate	7790-98-9
		Barium perchlorate	13465-95-7
		Lead perchlorate	13637-76-8
		Magnesium Perchlorate	10034-81-8
		Perchloric acid, cobalt (2+) salt	13455-31-7
		Perchloric acid, mercury(2+) salt	7616-83-3
		Perchloric acid, nickel(2+) salt, hexahydrate	13520-61-1
		Nickel perchlorate	13637-71-3
		Potassium Perchlorate	7778-74-7
		Sodium Perchlorate	7601-89-0
		Thallium(3+) perchlorate	15596-83-5
4-10	放射性物質	Uranium-238	7440-61-1
		Radon	10043-92-2
		Americium-241	14596-10-2
		Thorium-232	7440-29-1
		Cesium-137	10045-97-3
		Strontium-90	10098-97-2
4-11, 4-12	塩素系難燃剤 (CFR)	Tetrakis(2-chloroethyl)dichloroisopentyldiphosphate	38051-10-4
		Tris(1-chloro-2-propyl)phosphate	13674-84-5
		Tris(2,3-dichloro-1-propyl)phosphate	66108-37-0
		Tris(1,3-dichloro-2-propyl)phosphate	13674-87-8

付表 D 参照法規制一覧

No.	法規制等の名称	国または地域
1	モントリオール議定書	条約
2	EU RoHS 指令およびその修正 2011/65/EU	EU
3	EU REACH 規則(EC)No.1907/2006 付属書 XVII (制限物質)	EU
4	EU 電池規則 (EU)2023/1542	EU
5	EU オゾン層破壊物質規制 (EU)2024/590	EU
6	EU 残留性有機汚染物質(POPS)規則 (EU)2019/1021	EU
7	EU 包装および包装廃棄物規則 (EU) 2025/40	EU
8	EU 特定フッ素化温室効果ガス規則 (EU) No 2024/573	EU
9	オーストリア BGI 1990/194:ホルムアルデヒド規制§2, 12/2/1990	オーストリア
10	リトアニア衛生基準 HN 96:2000 (衛生基準および規則)	リトアニア
11	化学物質のリスク軽減政令 (ORRChem)	スイス
12	スウェーデン SFS 1998:944	スウェーデン
13	デンマーク 鉛規制 (第 1012 法令)	デンマーク
14	デンマーク カドミウム規制	デンマーク
15	ノルウェー 製品規則	ノルウェー
16	日本 労働安全衛生法 製造等が禁止される有害物等	日本
17	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)	日本
18	オゾン層保護法(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律)	日本
19	水銀による環境の汚染の防止に関する法律	日本
20	韓国電気用品および生活用品安全管理法	韓国
21	韓国製品の包装材料の梱包方法に関する基準等に関する規則	韓国
22	台湾乾電池の製造、輸入及び販売の制限に関する公告	台湾
23	中国国家標準 GB24427-2021「亜鉛負極電池の水銀、カドミウム、鉛の含有量の制限要求」	中国
24	中国電池製品中の水銀含有量の制限に関する規定	中国
25	有害物質規制法 (TSCA)	米国
26	TSCA 重要新規利用規則	米国
27	米国大気浄化法 1990 年度版 611 条	米国
28	複合木材製品ホルムアルデヒド規制	米国
29	米国水銀含有および充電式電池管理法	米国
30	米国各州電池規制 (メイン州、コネチカット州、ロードアイランド州)	米国

付表 D 参照法規制一覧

No.	法規制等の名称	国または地域
31	米国包装材有害物質規制	米国
32	プロポジション 65 判例法	米国カリフォルニア州
33	カナダ水銀含有製品規則 (SOR/2014-254)	カナダ
34	特定有害物質禁止規則 SOR/2025-270 およびその修正	カナダ
35	アルゼンチン法令第 26.184 号携帯電気エネルギー法	アルゼンチン
36	電池統合管理法 (LEY No.5882)	パラグアイ
37	ブラジル Resolution 401/2008	ブラジル
38	複合木材製品からのホルムアルデヒド放散に関する規制 SOR/2021-148	カナダ
39	フランス 廃棄物との闘いと循環経済に関する法律	フランス
40	繊維製品 PFAS 規制 AB1817	米国カリフォルニア州
41	ストックホルム条約	条約
42	より安全な製品規則	米国ワシントン州
43	工業化学品環境管理基準 (IChEMS)	オーストラリア

付表 E 分析規格

対象物質	分析規格
カドミウムおよびその化合物	IEC62321 に基づく分析手法 <高分子材料／金属／電子機器> ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発光分析法) ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法) ・AAS(原子吸光分析法) ・AFS(原子蛍光分析法) 分析は、上記のいずれかで行うこととする。※1 但し、分析会社推奨方法も可とする。 ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。
六価クロム化合物	IEC62321 に基づく分析手法 <高分子材料／金属／電子機器> ・比色法 分析は、上記の手法で行うこととする。※1 但し、分析会社推奨方法も可とするが、 スポットテスト法は定量下限が大きく、測定精度が低いため不可とする。 ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。
鉛およびその化合物	IEC62321 に基づく分析手法 <高分子材料／金属／電子機器> ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発光分析法) ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法) ・AAS(原子吸光分析法) ・AFS(原子蛍光分析法) 分析は、上記のいずれかで行うこととする。※1 但し、分析会社推奨方法も可とする。 ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。
水銀およびその化合物	IEC62321 に基づく分析手法 <高分子材料／金属／電子機器> ・CV-AAS(冷蒸気原子吸光分析法) ・CV-AFS(冷蒸気原子蛍光分析法) ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発光分析法) ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法) 分析は、上記のいずれかで行うこととする。※1 但し、分析会社推奨方法も可とする。 ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ベンジルブチル(BBP) フタル酸ジイソブチル(DIBP)	IEC62321 に基づく分析手法 <高分子材料／電子機器> ・GC-MS(ガスクロマトグラフィー質量分析法) 分析は、上記の手法で行うこととする。※1 但し、分析会社推奨方法も可とする。 ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。

※1 エプソンから測定方法の指定がある場合にはその方法による

2.3 製造工程使用禁止化学物質

製造工程使用禁止化学物質を以下に示します。エプソンに納入する生産材の製造工程で、規定された化学物質を使用することを禁止します。参照法規制については、すべてをカバーしたものではありません。

No.	化学物質（群）名	CAS No.	参照法規制
1	黄りんマッチ(黄りん)	12185-10-3	労安法 製造等禁止物質 (法令55条、施行令16条)
2	ベンジジンおよびその塩	92-87-5 等	
3	4-アミノジフェニルおよびその塩	92-67-1 等	
4	石綿（アスベスト類）	付表 C No.1-41 参照	
5	4-ニトロジフェニルおよびその塩	92-93-3	
6	ビス（クロロメチル）エーテル	542-88-1	
7	2-ナフチルアミン（別名β－ナフチルアミン） およびその塩	91-59-8	
8	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む）の5%を超えるもの	－	
9	上記4をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物、または、 上記2,3,5,6,7をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物	－	
10	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	モントリオール議定書 付属書A,B,E およびC-I,Ⅱ,Ⅲ
11	四塩化炭素	56-23-5	
12	メチルブロマイド（別名：臭化メチル、ブロモメタン）	74-83-9	
13	CFC	付表 C No.1-42 参照	
14	Halon		
15	HBFCs		
16	ブロモクロロメタン	74-97-5	
17	HCFC（※1）	付表 C No.1-42 参照	
18	アルドリン	309-00-2	POPs条約附属書A (廃絶)
19	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン （別名α-ヘキサクロロシクロヘキサン）	319-84-6	
20	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン （別名β-ヘキサクロロシクロヘキサン）	319-85-7	
21	クロルデン	57-74-9	
22	デカクロロペンタシクロ 〔5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)〕 デカン-5-オン （別名クロルデコン）	143-50-0	
23	デカブロモジフェニルエーテル（DecaBDE）	1163-19-5	
24	ディルドリン	60-57-1	
25	エンドリン	72-20-8	
26	ヘプタクロル	76-44-8	
27	ヘキサブロモビフェニル	36355-01-8	
28	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）	付表 C 参照	
29	ヘキサブロモジフェニルエーテル	36483-60-0 等	
30	ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3 等	
31	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	

2.3 製造工程使用禁止化学物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	参照法規制
32	ヘキサクロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	POPs条約附属書A (廃絶)
33	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロシクロヘキサン (別名γ-ヘキサクロシクロヘキサンまたはリンデン)	58-89-9	
34	マイレックス	2385-85-5	
35	ペンタクロベンゼン	608-93-5	
36	ペンタクロフェノールまたはその塩もしくはエステル	87-86-5 等	
37	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	付表 C 参照	
38	ポリ塩化ナフタレン類 (塩素数 2~8 のもの)	付表 C 参照	
39	短鎖型塩化パラフィン類 (SCCP) (炭素数が 10 から 13 までのものであって、塩素の含有量が全重量の 48 パーセントを超えるものに限る)	付表 C 参照	
40	エンドスルファン	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	
41	テトラブロモジフェニルエーテル	40088-47-9 等	
42	ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9 等	
43	トキサフェン	8001-35-2	
44	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名ケルセンまたはジコホル)	115-32-2	
45	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩および PFOA関連化合物	付表 C 参照	
46	パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩および PFHxS関連化合物	付表 C 参照	
47	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (別名 UV-328)	25973-55-1	
48	デクロランプラスならびにその syn 異性体および anti 異性体 (別名 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロペンタ シクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン)	13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	
49	長鎖パーフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCAs)とその塩およびC9- C21 PFCA関連化合物	付表 C 参照	
50	中鎖塩素化パラフィン (MCCP)	付表 C 参照	
51	DDT	50-29-3	POPs条約附属書B (制限)
52	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩	付表 C 参照	
53	パーフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド (PFOSF)	307-35-7	

以下の用途への使用については適用除外とします。

- ① 研究・開発用途で、比較・校正用薬品として、非定常的に少量使用する試薬
- ② 既存設備、装置に冷媒として含まれる CFC, HCFC
- ③ 既存設備、装置に消火剤として含まれるハロン

※1 スケジュールはモントリオール議定書、および各国法規制に従います。

別紙 2 : 改定履歴

版	改定日	改定内容
1	2003 年 1 月 15 日	初版
2	2003 年 8 月 15 日	SEG 追加製品含有管理化学物質群等を追加
3	2005 年 4 月 15 日	製品含有化学物質に関する保証体制のお願い等を追加
3.1	2006 年 11 月 20 日	別紙 1 化学物質の取扱規格について、条件付禁止化学物質に塩化コバルトの追加、全廃化学物質の免除用途を追加等
3.2	2008 年 4 月 1 日	別紙 1 化学物質の取扱規格について ・無条件禁止化学物質（化審法対象物質群）に 3 物質追加 ・条件付禁止化学物質にパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩を追加 別紙 3 セイコーエプソングループ一覧を更新
3.3	2009 年 1 月 20 日	・ご提出資料に「カリフォルニア州複合木材製品ホルムアルデヒド規制への適合証明書類」を追加 別紙 1 化学物質の取扱規格について ・条件付禁止化学物質（ホルムアルデヒド）に条件を追加 ・条件付禁止化学物質（カドミウム、水銀、鉛）に条件を追加 ・梱包材の例に輸送用パレット（SEG が仕様を決めているもの）を追加
3.4	2009 年 8 月 20 日	別紙 1 化学物質の取扱規格について ・無条件禁止化学物質に「フマル酸ジメチル」を追加 ・「一般用途例」を追加 ・条件付禁止化学物質（ホルムアルデヒド）の免除用途を追加 ・条件付禁止化学物質（カドミウム及びその化合物）の免除用途を追加 ・条件付禁止化学物質（鉛及びその化合物）の条件を変更 ・全廃化学物質 3 物質（「カドミウム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」）の免除用途を追加 ・全廃化学物質 4 物質（「カドミウム及びその化合物」、「六価クロム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」）の分析規格を更新 ・全廃化学物質（レベル 2）にフタル酸エステルを追加 別紙 3 セイコーエプソングループ一覧を更新

版	改定日	改定内容
3.5	2010 年 5 月 21 日	別紙 1 化学物質の取扱規格について <無条件禁止化学物質> ・化審法対象物質群に6物質追加 <条件付禁止化学物質> ・「有機スズ化合物（ジオクチルスズ（DOT） / トリブチルスズ（TBT） / トリフェニルスズ（TPT） / その他の三置換有機スズ化合物）」を追加 ・「水銀及びその化合物」の禁止となる条件を変更 ・「パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩」の含有禁止と免除用途を変更 <全廃化学物質> ・レベル 2 にジブチルスズ(DBT)化合物を追加 ・「カドミウム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」の免除用途を追加 ・フタル酸エステルの範囲をフタル酸ジ 2-エチルヘキシル（DEHP）、フタル酸ジブチル（DBP）、フタル酸ベンジルブチル（BBP）とした ・既に条件付き禁止化学物質で管理している条件については削除（梱包材、電池等） 別紙 3 セイコーエプソングループ一覧を更新 問い合わせ先の電話番号を変更
3.6	2011 年 7 月 1 日	別紙 1 化学物質の取扱規格について <無条件禁止化学物質> ・化審法対象物質群に2物質追加 <条件付禁止化学物質> ・「カドミウム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」の禁止条件を変更 ・「REACH規則（No.1907/2006）で規定されている物質の扱いについて」追加 <全廃化学物質> ・「カドミウム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」の適用除外項目を改定 ・レベル 2 にフタル酸ジイソブチル(DIBP)およびヘキサブROMシクロデカン(HBCDD)を追加
3.7	2012 年 8 月 1 日	【はじめに】【品質理念】 削除 <条件付禁止化学物質> ・ホルムアルデヒド：適用除外項目から、「2008/12/31 以前に製造された①から⑤を使用して製造された⑥」を削除 ・水銀及びその化合物：「但し、EU RoHS 指令（2011/65/EU）対象製品に用いられる生産材を除く」を削除 ・三置換有機スズ化合物、ジオクチルスズ（DOT）化合物：「0.1%を超える濃度の含有を禁止」→「1000ppm(スズ元素換算)を超える濃度の含有を禁止」に修正

版	改定日	改定内容
3.7	2012 年 8 月 1 日	・「フタル酸ジ 2-エチルヘキシル(DEHP)/フタル酸ジブチル(DBP)/フタル酸ベンジルブチル(BBP)/フタル酸ジイソブチル(DIBP)」、「ジブチルスズ(DBT)化合物」、「ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)」を追加（全廃化学物質（レベル 2）より移動） ・ジブチルスズ(DBT)化合物：接着剤の適用除外の条件に「2014 年 12 月 31 日まで」を追加 ・＜REACH 規則（No.1907/2006）で規定されている物質の扱いについて＞に欧州化学品庁の WEB サイトの URL を追加 ・＜REACH 規則（No.1907/2006）で規定されている物質の扱いについて＞ 付属書 X IV の（認可）物質に関する説明を削除 ・水晶・半導体、TFT 事業部→マイクロデバイス事業部（水晶デバイス事業・半導体デバイス事業）、ビジュアルプロダクツ事業部ビジュアルデバイス BU(旧 TFT 事業部)に修正 ・＜物質に関する注＞ ※A に「EU RoHS 指令（2011/65/EU）対応については、全廃化学物質の項を参照。」を追加 ＜全廃化学物質＞ ・水銀及びその化合物の適用除外項目 Hg-4 について、解説の「（プロジェクターランプ等）」を削除 ・「鉛及びその化合物」の適用除外項目 Pb-7 について、EU RoHS 項目番号に 7(c)－IV、解説に「集積回路またはディスクリート半導体の部品となるキャパシター用の PZT セラミック誘電材料中の鉛」を追加 ・「フタル酸ジ 2-エチルヘキシル(DEHP)/フタル酸ジブチル(DBP)/フタル酸ベンジルブチル(BBP)/フタル酸ジイソブチル(DIBP)」、「ジブチルスズ(DBT)化合物」、「ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)」を削除（条件付禁止化学物質に移動） ・レベル 2 にパーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩）、ムスクキシレン、4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)、五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素、2,4-ジニトロトルエン、トリス（2-クロロエチル）ホスフェートを追加 ・別紙 3 セイコーエプソングループ一覧を更新
3.7.1	2013 年 4 月 1 日	・別紙 3 セイコーエプソングループ一覧を更新
3.7.2	2013 年 8 月 1 日	・ビジュアルプロダクツ事業部ビジュアルデバイス BU(旧 TFT 事業部)→ビジュアルプロダクツ事業部（TFT 液晶パネル事業）に修正 ・別紙 3 セイコーエプソングループ一覧を更新 ・問い合わせ先の部署名を変更 機器環境製品安全部→CS 品質保証・環境推進部
3.8	2014 年 7 月 1 日	【製品含有化学物質保証の考え方】を削除 【基準内容】 ・2. 製品含有化学物質保証の考え方を追加 化学物質の取扱規格について ・2. 化学物質群の取扱規格：説明文を一部修正

版	改定日	改定内容
3.8	2014 年 7 月 1 日	<無条件禁止化学物質> ・化審法対象物質群に、エンドスルファン、HBCDD を追加 ・ポリ塩化ナフタレン：C I : 3 以上 ⇒ C I : 1 以上 <条件付禁止化学物質> ・カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物：電池に関する条件は別紙 2 を参照とする ・鉛およびその化合物：宝飾品の条件を追加 ・アゾ化合物：アゾ染料の条件を追加 ・HBCDD：無条件禁止化学物質に移動 ・ムスクキシレン、4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)、五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素、2,4-ジニトロトルエン、トリス(2-クロロエチル)ホスフェートを全廃化学物質(レベル 2)より移動 <物質に関する注> ※A EU RoHS 指令（2011/65/EU）対象製品を法律に関する注より転記 <法律に関する注> ・※1 EU REACH 規則付属書 XVII を追加、※7 の法律名を修正 ・アゾ染料のリストを追加 <全廃化学物質> ・以下の説明文を追加「2014 年 7 月現在、RoHS 指令適用除外項目の見直しが検討されています。 P17～22 に記載した「納入禁止時期」の欄の日付は、弊社独自の期日です。RoHS 指令適用除外項目の見直しの状況に応じて、適用除外項目および禁止時期を変更する可能性があります。」 ・「併せて、全廃化学物質の分析規格を以下に記載します。分析方法は、対象試料によっては確立していない分析方法もあります。」を削除 ・適用除外項目の禁止時期と、以下の説明文を追加「RoHS 指令適用除外項目の見直しの状況に応じて、適用除外項目および禁止時期を変更する可能性があります。」 ・分析規格：「※なお、事業から測定方法の指定がある場合にはその方法による」を追加 ・ムスクキシレン、4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)、五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素、2,4-ジニトロトルエン、トリス（2-クロロエチル）ホスフェートを条件付禁止化学物質に移動 ・六価クロム化合物：「六価クロム及びその化合物」を「六価クロム化合物」に修正、レベル 2 に以下を追加「皮膚と接触する革製品および革製のパーツを含む成形品について、革製品および革製のパーツの総乾燥重量において、3ppm 以上の含有を禁止する」 ・水銀及びその化合物：適用除外項目 Hg-3 の名称変更 特殊用途用のストレートタイプ（直線形）の蛍光灯内の水銀⇒特定特別目的の冷陰極線蛍光灯および外部電極蛍光灯（CCFL および EEFL）中の水銀 ・鉛及びその化合物：適用除外項目 Pb-7 の名称変更 セラミック中の鉛 圧電素子用⇒セラミック中の鉛 電子部品用 ・鉛及びその化合物：適用除外項目 Pb-7 の解説一部変更 ・鉛及びその化合物：適用除外項目 Pb-14 の解説に以下を追加「（高融点はんだは Pb-4 を参照）」

版	改定日	改定内容
3.8	2014 年 7 月 1 日	・全廃化学物質（レベル 2）に PAH、トリクロロエチレンを追加 ＜製造工程使用禁止化学物質＞ ・モントリオール議定書 C-Ⅲ ブロモクロロメタンを追加 ・別紙 2 条件付禁止化学物質 電池に関する禁止条件を追加 ・別紙 2 製品含有化学物質保証システムチェックシートを削除 ・別紙 3 セイコーエプソングループ一覧を更新
3.9	2015 年 7 月 1 日	＜条件付禁止化学物質＞ ・六価クロム：皮膚と接触する革製品および革製のパーツを含む成形品の条件を、全廃化学物質（レベル 2）より移動 ・ジブチルスズ(DBT)化合物：「但し、2014 年 12 月 31 日までは接着剤を除く」を削除 ・トリクロロエチレンを全廃化学物質（レベル 2）より移動 ・N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび 2, 4, 4-トリメチルペンテンの反応生成物（BNST）を追加 ・ポリ塩化ビニル（PVC）を追加 ＜全廃化学物質＞ ・全廃化学物質（鉛及びその化合物）：適用除外項目(Pb-2, Pb-3)の禁止時期を 2015 年 7 月 21 日→2016 年 4 月 21 日に変更 ・全廃化学物質（レベル 2）にヒ酸、アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物、ビス（2-メトキシエチル）エーテル、1,2-ジクロロエタンを追加 ＜別紙 2 条件付禁止化学物質 電池に関する禁止条件＞ ・水銀及びその化合物：ボタン電池の閾値を 20,000ppm⇒5ppm に変更 ・別紙 3 セイコーエプソングループ一覧を更新 ・問い合わせ先および発行元を変更 CS 品質保証・環境推進部⇒CS 品質・環境企画部
4	2016 年 7 月 1 日	＜無条件付禁止化学物質＞ ・DBBT 類：ペンタクロロフェノール（87-86-5） ⇒ 化審法対象物質群：ペンタクロロフェノールまたはその塩もしくはエステル ＜条件付禁止化学物質＞ ・塩化パラフィンの禁止条件を「納入形態あたり 1000ppm を超える含有を禁止」に変更 ・赤リンを追加 ・パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩、PAH を全廃化学物質（レベル 2）より移動 ＜全廃化学物質＞ ・水銀及びその化合物：適用除外項目 Hg-1、Hg-3 の禁止時期 2015/7/21⇒即時 ・鉛及びその化合物：適用除外項目 Pb-5、Pb-14、Pb-27、Pb-33 の禁止時期 2015/7/21 ⇒ 即時 - 適用除外項目 Pb-2、Pb-3 の禁止時期 2016/4/21 ⇒ 今後法律が定める適用除外満了日の 1 年前 ・パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩、PAH を条件付禁止化学物質に移動

版	改定日	改定内容
5	2018 年 7 月 1 日	【基準内容】 ・4.サプライヤーとの同意内容に「②製品含有禁止化学物質の非含有（化学物質の取扱い規格は、別紙 1 による）」を追加 ・chemSHERPA 導入に伴い、「5.(2)製品含有化学物質に関する情報の提出」の要求事項を修正 【別紙 1 化学物質の取扱規格】 1.用語の定義 ・（1）製品含有禁止化学物質 条件付禁止化学物質、無条件禁止化学物質、全廃化学物質を「製品含有禁止化学物質」に統合し、「レベル 1 禁止物質(即時禁止)」、「レベル 2 禁止物質(時期を定めて含有を禁止する物質)」を規定した。 ・chemSHERPA 導入に伴い、（3）管理化学物質の定義を修正。 ・以下の定義を追加：（4）含有（5）含有禁止（6）意図的含有（7）意図的含有禁止（8）不純物（9）均質材料（10）閾値（11）含有濃度（12）成形品 ・以下の付表を追加 - 付表 2.1-2 EU RoHS 指令 適用除外項目 - 付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質 - 付表 2.1-4 参照法規制一覧 - 付表 2.1-5 分析規格 2.1 製品含有禁止化学物質 ・条件付禁止化学物質、無条件禁止化学物質、全廃化学物質を「製品含有禁止化学物質」に統合し、規制対象(閾値)、参照法規制を記載 ・ChemSHERPA 導入に伴い、化学物質（群）名を修正 ・以下の物質の規制対象(閾値)を修正 No.43 短鎖型塩化パラフィン類(炭素数 10～13)：納入形態あたり 1000ppm を超える SCCP 類（短鎖塩素化パラフィン：炭素数 10-13）の含有を禁止 ⇒ 含有禁止 No.44 パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩：適用除外を削除 No.46 ホルムアルデヒド：カリフォルニア規則§93120-93120.12 title17 の要求を満たしていないもの ⇒ カリフォルニア規則§93120-93120.12 title17 および TSCA Title VI の要求を満たしていないもの No.49 鉛およびその化合物： ●コード・ケーブル被覆材については 300ppm 以上含有する場合、表示義務あり ⇒ 熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブルまたはコード：表面被覆材中に 300ppm を超える含有を禁止。ただし、エプソンに含有量を報告し、許諾された場合を除く。 ●宝飾品（時計のバンドを含む）については、200ppm を上回ることを禁止。但し、クリスタルガラス、ガラス、ステンレススチール、鉛添加処理をしていない天然宝飾品を除く。

版	改定日	改定内容
5	2018 年 7 月 1 日	●宝飾品（時計のバンドを含む）のガラス、ステンレススチールについては、500ppm 以上の含有を禁止。ただし、消費者が触れない時計の内部部品は除く。 ⇒ 宝飾品（時計のバンドを含む）：個々の部品中に 500ppm 以上の含有を禁止。ただし、消費者が触れない時計の内部部品、クリスタルガラス、鉛添加処理をしていない天然宝飾品は除く。 No.68 ポリ塩化ビニル(PVC): 梱包材への意図的含有を禁止。但し、産業用製品の梱包材、および、T F T 液晶パネルに用いられる梱包材を除く。 ⇒ 梱包材：意図的含有禁止。ただし、産業用製品の梱包材を除く。 ・最新の法規制要求に基づき、付表 2.1-1 製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件を修正 2.2 製造工程使用禁止化学物質 ・以下の物質の名称を修正 No.4 アモサイト, クロシドライト ⇒ アスベスト ・以下の物質の規制対象(閾値)を修正 No.9 第 2 号から 8 号までに挙げる物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物 ⇒ 上記 4 をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物、または、上記 2,3,5,6,7 をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物 ・HCFC を追加 ・別紙 3 セイコーエプソングループ一覧を削除
6	2019 年 10 月 1 日	【基準内容】 5（2）製品含有化学物質に関する情報の提出 ・追加： 5（3）情報の取り扱いについて ・①chemSHERPA-AI ファイル URL: https://chemsherpa.net/chemSHERPA/ ⇒ https://www.epson.jp/SR/supply_chain_csr/green_purchasing/chemical_substances.htm 【別紙 1 化学物質の取扱規格】 1.用語の定義 ・「化学物質」「混合物(調剤)」を追加 2.1 製品含有禁止化学物質 レベル 1 禁止物質 ・以下の物質の物資名を修正 No.31 ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)およびすべての主要ジアステレオ異性体 ⇒ ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD) No.69 パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩およびそのエステル ⇒ パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および関連物質 ・以下の物質の規制対象を成型品⇒成型品およびその部品に修正 No.53 三置換有機スズ化合物、No.54 ジオクチルスズ化合物(DOT)、No.59 ジブチルスズ化合物(DBT) ・削除：N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび 2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST) ・追加： No.75 4,4'-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノール A)

版	改定日	改定内容
6	2019 年 10 月 1 日	2.1 製品含有禁止化学物質 レベル 2 禁止物質 ・14 物質のレベル 2 禁止物質を追加 付表 2.1-1 製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件 ・工業用/業務用専用品の適用除外を削除（鉛蓄電池は除く） 付表 2.1-2 EU RoHS 指令 適用除外項目 ・EU RoHS の最新情報に基づき更新 付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質 ・IEC62474 の最新情報に基づき更新 付表 2.1-5 分析規格 ・最新情報に基づき更新
7	2021 年 6 月 1 日	【基準内容】 ・『4.サプライヤーとの同意内容』、『5.製品含有化学物質に関する部品保証の考え方』、『7.付則』を削除 ・『4.サプライヤー様への要求事項』、『5.お取引開始までの進め方』、『6.本基準書改定時の対応』、『7.情報の取り扱い』、『別紙 2：改定履歴』を追加 ・『2.製品含有化学物質に関する基本的な考え方』の項目番号、項目名を『3.製品含有化学物質に関するエプソンの基本的な考え方』に変更 ・『3.対象範囲』の項目番号を『2.対象範囲』に変更 ・『6.製品含有化学物質保証のお願い事項』の項目番号、項目名を『8.製品含有化学物質の保証体制に関する要請事項』に変更 【別紙 1 化学物質の取扱規格】 ●2.1 製品含有禁止化学物質 レベル 1 禁止物質 ・次の物質の名称を修正 -No.1 黄りん⇒黄りんマッチ(黄りん) ・次の物質の梱包材の閾値に意図的含有禁止を追加し参照法規制を修正 -No.47, No.48, No.49, No.50 ・次の 4 物質をまとめて No.55 とした -フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP), フタル酸ジブチル(DBP), フタル酸ベンジルブチル(BBP), フタル酸ジイソブチル(DIBP) ・誤記訂正 -No.53, No.54, No.56 成型品⇒成形品 ・次の物質をレベル 2 禁止物質から転記し、法規制の最新情報に基づき閾値を修正 -No.61 ・次の物質を追加 - No.62, No.63, No.64, No.65 ・参照法規制が EU REACH 規則付属書 XIV（認可物質）の 11 物質を削除 ・『表 2 TSCA 重要新規利用規則対象長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物のリスト』を追加 ・『表 3 フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類の意図的含有を禁止する用途』を追加 ●2.1 製品含有禁止化学物質 レベル 2 禁止物質 ・14 物質を削除 ●【物質に関する注】 ・※3、※11 を追加 ・※10 に記載の PFOA 関連物質の定義を法規制の最新情報に基づき修正

版	改定日	改定内容
7	2021 年 6 月 1 日	●付表 2.1-1 製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件 ・『アルカリ電池 ボタン型』のカドミウムおよびその化合物の閾値を修正 ●付表 2.1-2 EU RoHS 指令 適用除外項目 ・『カドミウムおよびその化合物』の適用除外項目の表を追加 ●付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質 ・IEC62474 の最新情報に基づき更新 ・パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連物質であることが知られている物質を 12 物質追加 ●付表 2.1-4 参照法規制一覧 ・No.6 の法律番号を最新の法規制に基づき修正 ・No.34 の法律名称を修正 ・次の法規制を追加 -No.8 EU 特定フッ素化温室効果ガス規則 (EU) No 517/2014 -No.26 TSCA 重要新規利用規則 -No.31 米国包装材有害物質規制 ・次の法規制を削除 -EU REACH 規則(EC)No 1907/2006 附属書 XIV (認可物質) ●2.2 製造工程使用禁止化学物質 ・次の物質の名称を修正 -No.1 黄りん⇒黄りんマッチ(黄りん) ・次の物質を追加 -No.18～48 の 31 物質
8	2022 年 6 月 1 日	●2.1 製品含有禁止化学物質 レベル 1 禁止物質 ・No.61 の物質名を最新の法規制および業界標準に基づき修正 - パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連物質 ⇒パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連化合物 ・No.66, 67 の 2 物質を追加 ●2.1 製品含有禁止化学物質 レベル 2 禁止物質 ・No.1 の物質を追加 ●【物質に関する注】 ・※9 に「発火事故防止の為」を追記 ・※12、※13 を追加 ●付表 2.1-1 製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件 ・『アルカリ電池 ボタン型』の鉛およびその化合物の閾値を修正 ・『酸化銀電池』、『空気亜鉛電池』に関する禁止条件を追加 ●付表 2.1-2 EU RoHS 指令 適用除外項目 ・『水銀およびその化合物』の表を最新の法律要求に基づく内容に更新 ●付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質 ・レベル 1、レベル 2 禁止物質に追加した物質群の例示物質を追加 ●付表 2.1-4 参照法規制一覧 ・No.20, No.23 の法律名称/法律番号を最新の法規制に基づき修正 ・No.34 の法律名称を修正 ●2.2 製造工程使用禁止化学物質 ・No.45 の物質名を最新の法規制および業界標準に基づき修正 - パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連物質 ⇒パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連化合物

版	改定日	改定内容
9	2023 年 9 月 1 日	【基準内容】 ●4. サプライヤー様への要求事項 (3) 製品含有化学物質に関する情報の提出 ・「エプソンの各事業体が指定する次の①または②の形式でご連絡ください。」 ⇒「エプソンの各事業体の指定に従い、次の①または②の形式、もしくは①②両方の形式でご連絡ください。」 ・「遵法判断情報は必須入力です。成分情報は可能な限りご提供ください。」 ⇒「遵法判断情報と成分情報の両方が必要です。」 ・ウェブサイトのタイトル「<製品含有化学物質管理に関する情報（エプソン共通調査）>」を追加 ・エプソンのウェブサイトの URL を変更 【別紙 1 化学物質の取扱規格】 ●1. 用語の定義 ⇒ 1. 用語の説明 ・次の用語の説明内容を変更し、記載の順番を変更 (1)製品含有禁止化学物質、(2)製造工程使用禁止化学物質、(3)化学物質、(4)含有、(5)意図的含有、(6)不純物、(7)閾値、(8)濃度、(9)均質材料 ・次の用語を追加 -(12)適用対象（製品含有禁止化学物質の表の項目） -(13)要求事項・閾値（製品含有禁止化学物質の表の項目） -(14)適用除外（製品含有禁止化学物質の表の項目） -(15)参照法規制（製品含有禁止化学物質の表の項目） ・次の用語を削除 - 管理化学物質、含有禁止、意図的含有禁止 ●2. 化学物質群の取扱規格 ・「取扱規格は適用法令に基づき定めています。」⇒削除 ・「規定された禁止条件（閾値、含有部位、用途等）の遵守をお願いします。」 ⇒「規定された化学物質に関する基準（要求事項・閾値など）の遵守をお願いします。」 ・2.1 製品含有禁止化学物質 項目として、レベル 1 禁止物質、レベル 2 禁止物質 の記載を追加 ●2.1 製品含有禁止化学物質 ・レベル 1 禁止物質、レベル 2 禁止物質の表のレイアウト及び項目名を変更 -項目名：「規制対象(閾値)」を削除 -項目名：「適用対象」、「要求事項・閾値」、「適用除外」を追加 ・レベル 2 禁止物質の表の項目名を変更 -項目名：「禁止時期」⇒「適用時期」 ・表の項目の変更に伴って、化学物質に関する基準の文章表現を変更。なお、下記で別途記載している事項を除き、要求事項の本質的な内容に変更はない ●レベル 1 禁止物質 ・次の化学物質に関する基準の内容を最新の法規制に基づき変更 -No.45 ホルムアルデヒド -No.56 ジオクチルスズ化合物（DOT） -No.69 C9-C14 PFCAs とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質 ・表のレイアウトの変更に伴って、次の化学物質を、別の化学物質としての記載に変更 -No.49 炭酸鉛 -No.50 硫酸鉛 -No.53 アゾ染料のリストに含まれるアゾ染料 ・次の化学物質を新規追加 -No.70 1～7 個の芳香環からなる鉍物油芳香族炭化水素類(MOAH) -No.71 パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS) ・「黄りんマッチ(黄りん)」を削除

版	改定日	改定内容
9	2023 年 9 月 1 日	●レベル 2 禁止物質 ・次の化学物質に関する基準の内容を最新の法規制に基づき変更 -No.1 C9-C14 PFCAs とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質 ・次の化学物質を新規追加 -No.2 1～7 個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類(MOAH) -No.3 3～7 個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類(MOAH) -No.4 炭素数 16～35 の鉱物油飽和炭化水素類(MOSH) -No.5 パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS) ●【物質に関する注】 ・※5 の内容を最新の法規制に基づき変更 ・※14 として「パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)」に関する説明を追加 ●「一部の芳香族アミンのリスト」を表 1 として追加 ●「アゾ染料のリスト」の表番号を表 1 から表 2 に変更 ●付表 2.1-1 製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件 ・表の項目名を変更 - 製品含有禁止化学物質および閾値（電池の重量比） ⇒製品含有禁止化学物質および要求事項・閾値 ・No.2, 4, 5, 6, 7, 9 の電池の「鉛およびその化合物」の閾値を変更 ・「工業用/業務用専用品：工業用、業務用専用に設計された電池」 ⇒「工業用/業務用専用品：工業用、業務用専用に設計された重量 5kg 以上の電池」 ●付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質 ・「一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料」の例示物質を削除 ・「パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)」の例示として 44 物質を追加 ●付表 2.1-4 参照法規制一覧 ・No.4 の法律名称/法律番号を最新の法規制に基づき修正 ・次の法規制を新規追加 -No.38 複合木材製品からのホルムアルデヒド放散に関する規制 SOR/2021-148 -No.39 フランス 廃棄物との闘いと循環経済に関する法律 -No.40 繊維製品 PFAS 規制 AB1817 ●2.2 製造工程使用禁止化学物質 ・No.46 PFHxS とその塩および PFHxS 関連化合物 を新規追加 ・No.47～49 の番号を修正 ・No.47 DDT の参照法規制を POPs 条約附属書 B(制限)に修正
10	2024 年 9 月 1 日	【全体】 ・「梱包材」を「包装材」に統一して修正 【基準内容】 ●4. サプライヤー様への要求事項（3）製品含有化学物質に関する情報の提出 ・「サプライヤー様は、エプソンへ納入する生産材について、サプライチェーンを通じて把握した製品含有化学物質に関する情報の提出をお願いいたします。」を追加 ・要求事項の内容を整理して＜ご提出形式＞と＜EU REACH 認可候補物質（SVHC）に関する情報＞に分けて記載し、一部の文章表現を修正 ・提出いただく情報の形式とその詳細内容を整理して表に記載 ・化学品の場合は chemSHERPA-CI ファイル用いて提出いただく事を明記 【別紙 1 化学物質の取扱規格】 ●1.用語の説明 (16) IEC 62474 DSL の ID（製品含有禁止化学物質の表の項目）を追加 ●2.1 製品含有禁止化学物質 ・禁止物質の表に「IEC 62474 DSL の ID」の項目を追加

版	改定日	改定内容
10	2024 年 9 月 1 日	●レベル 1 禁止物質 ・No.17 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノールの適用対象/要求事項・閾値を、「混合物」/「含有を禁止」と「上記を除く全て」/「意図的含有を禁止」に変更 ・No.31 ペンタクロロフェノールまたはその塩もしくはエステル適用除外を追加 ・No.63 PFOA とその塩および PFOA 関連化合物の適用除外 3)(半導体関連)を削除 ・No.69 C9-C14 PFCAs とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質の適用除外 3) (半導体関連)、および 4)(写真コーティング関連)を削除 ・No.70 1～7 個の芳香環からなる MOAH の適用対象に「印刷物(保証書、取扱説明書など)」を追加し、印刷インク中の閾値を 1,000ppm に変更 ・次の化学物質を新規追加 -No.71 3～7 個の芳香環からなる MOAH -No.72 炭素数 16～35 の MOSH -No.74 UV-328 -No.75 デクロランプラスならびにその syn 異性体および anti 異性体 ●レベル 2 禁止物質 ・次の化学物質を新規追加 -No.2 ビスフェノール類 -No.3 C9-C21 PFCAs とその塩および C9-C21 PFCA 関連物質 ・適用時期を経過した次の化学物質をレベル 1 禁止物質への追加に伴って削除 - C9-C14 PFCAs とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質 - 1～7 個の芳香環からなる MOAH - 3～7 個の芳香環からなる MOAH - 炭素数 16～35 の MOSH ●【物質に関する注】 ※15、※16、※17 を新規追加 ●付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質 ・「No.はレベル 1 禁止物質の No.です。」 ⇒「特記のない No.はレベル 1 禁止物質、*はレベル 2 禁止物質の No.です。」 ・「ビスフェノール類」の例示として 9 物質を追加 ・「C9-C21 PFCAs とその塩」の例示として 16 物質を追加 ・「C9-C21 PFCA 関連物質」の例示として 6 物質を追加 ●付表 2.1-4 参照法規制一覧 ・次の法規制を新規追加 -No.41 スtockホルム条約 -No.42 より安全な製品規則 ・No.7 の法律番号を正確な記載に修正 ●2.2 製造工程使用禁止化学物質 ・次の化学物質を新規追加 -No.47 UV-328 -No.48 デクロランプラスならびにその syn 異性体および anti 異性体 ・No.49～51 の番号を修正
11	2025 年 9 月 1 日	【基準内容】 ●4. サプライヤー様への要求事項 (3) 製品含有化学物質に関する情報の提出 <EU REACH 認可候補物質 (SVHC) に関する情報> ・『成形品中に 0.1 重量%』=>『成形品または化学品中に 0.1 重量%』 ・対象物質の参照先として欧州化学品庁の WEB ページの URL を追記 <日本 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第一種特定化学物質に関する情報> を新規追加

版	改定日	改定内容
11	2025 年 9 月 1 日	【別紙 1 化学物質の取扱規格】 ● 1.用語の説明 (16) IEC 62474 DSL の ID（製品含有禁止化学物質の表の項目） ・『表中の化学物質に対応した、IEC 62474 が定める報告対象物質リスト（Declarable Substance List）における化学物質の ID（識別子）を指します。』 =>『IEC 62474 が定める報告対象物質リスト（Declarable Substance List）における化学物質の ID（識別子）を指し、chemSHERPA-AI の遵法判断情報の ID と同一です。』 ● レベル 1 禁止物質 ・ No.7 PCB 類および特定代替品 の適用対象および適用除外を変更 ・ No.17 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノールの要求事項・閾値を変更 ・ No.36 ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）の要求事項・閾値を変更 ・ No.38 ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）の適用対象、適用除外を変更 ・ No.40 PCN 類（Cl：1 以上）の適用対象、適用除外を変更 ・ No.44 短鎖型塩化パラフィン類（炭素数 10～13）の適用対象、適用除外を変更 ・ No.85 PFAS の適用対象、要求事項・閾値、適用除外を変更 ・ 次の化学物質の適用除外を新規追加 No.9 ～No.31 ・ ひとつの物質群として指定していた次の化学物質を分割し、適用除外の内容を変更 - No.45 PFOS とその塩、No.46 PFOS 関連化合物 - No.68 PFOA とその塩、No.69 PFOA 関連化合物 - No.74 PFHxS とその塩、No.75 PFHxS 関連化合物 - No.76 C9-C14 PFCAs とその塩、No.77 C9-C14 PFCA 関連物質 ・ 次の化学物質を新規追加 - No.37 ヘキサブROMビフェニル - No.39 デカブROMジフェニルエーテル（DecaBDE） - No.66 4,4'-スルホニルジフェノール（別名 ビスフェノール S） - No.67 ビスフェノール類 - No.82 C9-C21 PFCAs とその塩および C9-C21 PFCA 関連物質 - No.83 パーフルオロヘキサン酸（PFHxA）とその塩 - No.84 PFHxA 関連物質 - No.87 中鎖塩素化パラフィン（MCCP） - No.88 ハロゲン系難燃剤 ● レベル 2 禁止物質 ・ 次の化学物質を新規追加 - No.2 UV-328 - No.3 中鎖塩素化パラフィン（MCCP） ・ 適用時期が到来した次の化学物質をレベル 1 禁止物質への追加に伴って削除 - ビスフェノール類 - C9-C21 PFCAs とその塩および C9-C21 PFCAs 関連物質 ● 【物質に関する注】 ・ ※2 に『PFOS 関連化合物の一種。』を追記 ・ ※7 の文章表現を変更 ・ ※3、※4、※11、※12、※18 の内容を最新の法規制に基づき変更 ・ ※19、※20、※22、※23、※24 を新規追加 ・ レベル 1 禁止物質としての追加に伴いデカブROMジフェニルエーテルに関する注釈を削除

版	改定日	改定内容
11	2025 年 9 月 1 日	●付表 2.1-2 EU RoHS 指令 適用除外項目 ・付表 2.1-2 に関する説明内容の文章表現を変更 ・『期限満了日』⇒『期限』 ・『禁止時期』⇒『エプソンが定める禁止時期』 ・『即時』⇒『既に使用禁止』 ・表の項目に『製品カテゴリ』を追加 ・製品カテゴリごとの、法律が定める期限およびエプソンが定める禁止時期を記載 ・製品カテゴリに関する注釈を削除 ・適用除外期限の延長が申請されている項目の、法律が定める期限を、『未定』に変更 ・エプソンが使用していない次の適用除外項目を削除 5(b), 7(b), 7(c)-III, 24, 29 ●付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質 ・「PFOS とその塩」の例示として 3 物質を追加 ・「ビスフェノール類」の例示として 1 物質を追加 ・「PFHxA とその塩」の例示として 3 物質を追加 ・「PFHxA 関連物質」の例示として 32 物質を追加 ・「中鎖塩素化パラフィン（MCCP）」の例示として 2 物質を追加 ・「ハロゲン系難燃剤」の例示として 13 物質を追加 ●付表 2.1-4 参照法規制一覧 ・No.7 の法律名称/法律番号を最新の法規制に基づき修正 ●2.2 製造工程使用禁止化学物質 ・次の化学物質を新規追加 -No.49 C9-C21 PFCAs とその塩および C9-C21 PFCA 関連物質 -No.50 中鎖塩素化パラフィン（MCCP）
12	2026 年 9 月 1 日	【基準内容】 ● 2. 対象範囲 エプソンが廃棄する包装材は対象外である旨を記載 ●4. サプライヤー様への要求事項 (3) 製品含有化学物質に関する情報の提出 ・「＜対象＞ 本基準書 別紙 1:化学物質の取扱規格に定めるレベル 4：含有管理物質が提出対象です。」を追加 ・＜製品含有化学物質管理に関する情報（エプソン共通調査）＞および＜サプライヤーにお願いする調査/提出物（事業体独自調査）＞の URL を変更 ●6. 本基準書改定時の対応 ・「エプソンは、効力発生日の 30 日前までに当該改定版をサプライヤー様に提示します」 =>「エプソンは、効力発生日の 60 日前までに当該改定版をサプライヤー様に提示します」 ・「当該改定版の効力発生日までにエプソンにその旨をご連絡ください。」 =>「当該改定版の効力発生日の 30 日前までにエプソンにその旨をご連絡ください。」 ・「エプソンが当該改定版の効力発生日の 30 日前までにサプライヤー様にかかる通知をおこなわなかった場合には、」 =>「エプソンが当該改定版の効力発生日の 60 日前までにサプライヤー様にかかる通知をおこなわなかった場合には、」 ● 8. 製品含有化学物質の保証体制に関する要請事項 ・8.2.4 製造工程 (1) 受入確認 「分析測定による現品確認が適正に行われていること。」 =>「必要に応じて、分析測定による現品確認が適正に行われていること。」 ・8.2.4 製造工程 (2) 工程管理 「エプソン対象生産材」=>「エプソンに納入する生産材」

版	改定日	改定内容
12	2026 年 9 月 1 日	・8.2.5 変更管理 「以下の観点より 4M 変更処理手順を明確にし」 =>「以下の観点より自社内の 4M 変更処理手順を明確にし」 「4M 変更の問題がないことを確認してください」 =>「4M 変更によって不適合が生じないことを確認してください」 「やむを得ず事後になる場合であっても、把握した時点で速やかに納入窓口へ連絡してください。」を追加 【別紙 1 化学物質の取扱規格】 ●1. 用語の説明 ・用語「製品含有禁止化学物質」および「製造工程使用禁止化学物質」を削除 ・「製品含有禁止化学物質の表の項目」 =>「製品含有化学物質の管理基準の項目」 ●2. 化学物質群の取扱規格 ・「2.1 化学物質の取扱区分」を追加し、各区分の説明を記載 ・「レベル 1 禁止物質」=>「レベル 1 :即時禁止物質」に呼称変更 ・「レベル 2 禁止物質」=>「レベル 2 : 指定時期禁止物質」に呼称変更 ・「レベル 3 : 禁止候補物質」を追加 ・「レベル 4 : 含有管理物質」を追加 ●2.2 製品含有化学物質の管理基準 ・「製品含有禁止化学物質」=>「製品含有化学物質の管理基準」に項目名を変更 ・各区分の物質の No 表記方法を取扱区分のレベルに応じた「1-**」等に変更 ・「付表 2.1-1」=>「付表 A」に表番号を変更 ・「付表 2.1-2」=>「付表 B」に表番号を変更 ・「付表 2.1-3」=>「付表 C」に表番号を変更 ・「付表 2.1-4」=>「付表 D」に表番号を変更 ・「付表 2.1-5」=>「付表 E」に表番号を変更 ●レベル 1:即時禁止物質 ・No.1-7 PCB 類および特定代替品の参照法規制を更新 ・No.1-30 HBCDD の適用除外を更新 ・No.1-44 SCCP の適用除外の誤記を訂正（「成形品」=>「混合物」） ・No.1-52,53 炭酸鉛、硫酸鉛の適用対象を更新（ ・No.1-62 対象の化学物質（群）名を更新（「PVC」=>「PVC、PVDC」）し、適用除外を削除 ・No.1-71 PIP(3:1)の適用除外を追加 ・No.1-81 デクロンプラスの適用除外を追加 ・No.1-82 対象の化学物質（群）名を更新（「C9-C21 PFCAs とその塩および C9-C21 PFCAs 関連化合物」=>「C9-C21 PFCAs とその塩」）し、要求事項・閾値を更新し、適用除外を追加 ・No.1-83 C9-C21 PFCA 関連化合物を追加 ・No.1-86 PFAS の、繊維製品に対する要求事項・閾値を更新 ・No.1-87 UV-328 の適用除外を追加 ・No.1-88 MCCP の適用除外を更新 ・次の化学物質を新規追加 -No.1-90 PFHpS とその塩 -No.1-91 PFHpS 関連化合物 -No.1-92 PFNS とその塩 -No.1-93 PFDS とその塩 -No.1-94 PFNS 関連化合物および PFDS 関連化合物

版	改定日	改定内容
12	2026 年 9 月 1 日	●レベル 2：指定時期禁止物質 ・No.1-71 の適用除外の追加に伴い、No.2-2 PIP(3:1)を追加 ・適用時期の到来による No.1-86 の要求事項・閾値の更新に伴い、PFAS を削除 ・No.1-88 の適用除外の更新に伴い、MCCP を削除 ●レベル 3：禁止候補物質 ・次の化学物質を新規追加 -No.3-1 PFAS -No.3-2 DBDPE -No.3-3 BTBPE -No.3-4 TBPH -No.3-5 TBBPA -No.3-6 ビスフェノール A -No.3-7 ビスフェノール B -No.3-8 ビスフェノール S -No.3-9 ビスフェノール AF とその塩 -No.3-10 ビスフェノール F -No.3-11 トリフェニル=ホスファート -No.3-12 トリス(ジメチルフェニル)=ホスファート -No.3-13 TCEP -No.3-14 6PPD -No.3-15 D3 -No.3-16 D4 -No.3-17 D5 -No.3-18 D6 -No.3-19 UV-327 -No.3-20 UV-350 -No.3-21 UV-329 -No.3-22 UV-326 -No.3-23 Omnirad379 ●レベル 4：含有管理物質 ・次の化学物質を新規追加 -No.4-1 レベル 1：即時禁止物質 -No.4-2 レベル 2：指定時期禁止物質 -No.4-3 レベル 3：禁止候補物質 -No.4-4 EU REACH 認可候補物質 (SVHC) -No.4-5 日本 化審法 第一種特定化学物質 -No.4-6 酸化ベリリウム -No.4-7 臭素系難燃剤 (PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く) -No.4-8 臭素系難燃剤 (PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く) -No.4-9 過塩素酸塩 -No.4-10 放射性物質 -No.4-11 塩素系難燃剤 (CFR) -No.4-12 塩素系難燃剤 (CFR) -No.4-13 フタル酸ジイソデシル (DIDP) -No.4-14 フタル酸ジイソノニル (DINP) -No.4-15 ジイソオクチル=フタレート -No.4-16 ビタミン D3

版	改定日	改定内容
12	2026 年 9 月 1 日	●【物質に関する注】 ・※9 赤リンに関する説明資料の URL を変更 ・※25、※26、※27 を新規追加 ●付表 A 電池に関する管理基準 ・表の名称を「製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件」 =>「電池に関する管理基準」に変更 ・表の項目を「製品含有禁止化学物質および要求事項・閾値」 =>「化学物質および要求事項・閾値」に変更 ・No.1 アルカリ電池 ボタン型の水銀及びその化合物の要求事項・閾値、および参照法規制を更新 ・No.4 酸化銀電池、No.5 空気亜鉛電池の水銀及びその化合物の要求事項・閾値、および参照法規制を更新 ●付表 B EU RoHS 指令 適用除外項目 ・6(a)-I 『機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35wt%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に重量比 0.2%まで含まれる鉛』 ⇒『機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35wt%までの鉛』 ・次の適用除外項目を追加 6(a)-II, 6(b)-III, 7(a)-I～VII, 7(c)-V, 7(c)-VI ・次の適用除外項目の製品カテゴリと期限を変更 6(a)、6(a)-I, 6(b), 6(b)-I, 6(b)-II, 6(c), 7(a), 7(c)-I, 7(c)-II ・次の適用除外項目の期限を変更 7(c)-IV, 4(f)-II, 4(f)-III, 4(f)-IV ・注釈*4、*5 を追加 ●付表 C 化学物質／物質群の例示物質 ・PFHpS とその塩の例示物質として、9 物質を追加 ・PFHpS 関連化合物の例示物質として、10 物質を追加 ・PFNS とその塩の例示物質として、5 物質を追加 ・PFDS とその塩の例示物質として、4 物質を追加 ・PFNS 関連化合物および PFDS 関連化合物の例示物質として、9 物質を追加 ・ビスフェノール AF とその塩の例示物質として、9 物質を追加 ・臭素系難燃剤（PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く）の例示物質として、62 物質を追加 ・過塩素酸塩の例示物質として、12 物質を追加 ・放射性物質の例示物質として、6 物質を追加 ・塩素系難燃剤（CFR）の例示物質として、4 物質を追加 ●付表 D 参照法規制一覧 ・No.5, No.8, No.34 の法律番号を最新の法規制に基づき修正 ・次の法規制を新規追加 -No.43 オーストラリア 工業化学品環境管理基準（IChEMS）

発行元

セイコーエプソン株式会社

環境企画推進部

本基準書に関するご質問は下記までお問い合わせください。

セイコーエプソン株式会社

環境企画推進部

e-mail : QA.chem@exc.epson.co.jp